

摂津市議会

総務常任委員会記録

平成20年10月24日

議 会 事 務 局

目 次

総務常任委員会

10月24日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、審査案件	1
開会の宣告	2
市長あいさつ	
委員会記録署名委員の指名	2
議案第50号所管分の審査	2
質疑（弘委員、村上委員、三好委員、野口委員、三宅委員）	
議案第60号、議案第61号の審査	12
質疑（三好委員）	
議案第58号の審査	14
質疑（三好委員）	
議案第62号の審査	20
補足説明（総務部長、寺本総務部参事）	
質疑（野口委員、村上委員、三好委員、弘委員、三宅委員）	
採決	42
閉会の宣告	42

総務常任委員会記録

20年10月

1. 会議日時

平成20年10月24日(金) 午前10時 開会
午後2時44分 閉会

1. 場所

第一委員会室

1. 出席委員

委員長	山本善信	副委員長	三宅秀明	委員	三好義治
委員	弘豊	委員	野口博	委員	村上英明

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長	森山一正	副市長	小野吉孝		
市長公室長	寺田正一	同室次長	有山泉		
人事課長	山本和憲	同課参事	石原幸一郎		
総務部長	奥村良夫	同部次長兼総務防災課長	杉本正彦		
同部参事兼財政課長	宮部善隆	同部参事兼市民税課長	寺本敏彦		
総務防災課参事	小原幹雄	法制文書課長	奥幸市	情報政策課長	東角泰典
市民税課参事	柳瀬順一	固定資産税課長	入倉修二	同課参事	中西利之
納税課長	布川博				

1. 出席した議会事務局職員

事務局次長 野杵雄三 同局書記 寺前和恵

1. 審査案件(審査順)

議案第50号 平成20年度摂津市一般会計補正予算所管分
議案第60号 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
議案第61号 摂津市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件
議案第58号 摂津市土地開発公社定款の変更について議決を求める件
議案第62号 摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件

(午前10時 開会)

○山本善信委員長 おはようございます。

ただいまから総務常任委員会を開会します。

理事者からあいさつを受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。

本会議等々、何かとお疲れのところ、きょうは総務常任委員会をお持ちいただきまして、大変ありがとうございます。

本日は、過日の本会議で当委員会に付託されました5つの議案についてご審議をいただくわけでございますが、何とぞ慎重審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願いいたします。

なお、私は一たん退席させていただきますが、ご理解をいただきますようよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○山本善信委員長 あいさつが終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、村上委員を指名します。

審査の順序につきましては、お手元に配付いたしております案のとおり行うことにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山本善信委員長 ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたします。

暫時休憩いたします。

(午前10時1分 休憩)

(午前10時2分 再開)

○山本善信委員長 再開いたします。

議案第50号所管分の審査を行います。

本件につきましては補足説明を省略し、質疑に入ります。

弘委員。

○弘委員 この一般会計の補正予算の分ですが、主に人件費の部分での異動等々が上げられているかと思えます。その中

での詳しい配置の部分、補足で説明をお願いしたいと思えます。

よろしくお願いいたします。

○山本善信委員長 山本課長。

○山本人事課長 人事課に関するご質問にご答弁申し上げます。

今回の人事課に関する補正につきましては、人件費の関係する予算のみでございます。と申しますのは、当初予算におきましては退職予定者の予算を各費目から減をしております。新規に採用になるであろうという職員分の予算につきましては、人事課が所管いたします、総務費の一般管理費に全額計上をさせていただいております。4月の人事異動を受けまして、今回精査、全体を精査させていただきます。一般管理費に上積みしておりました予算を、基本的には各費目に配分をさせていただいたというような全体的な流れでございます。

よろしくお願いいたします。

○山本善信委員長 弘委員。

○弘委員 一般職のそういった人事の配置ということですが、その中のいわゆる正規職員と、また非常勤職員、また臨時職員とかそういうようなことでの配置について、詳しくわかればお願いしたいと思うのですが。

○山本善信委員長 山本課長。

○山本人事課長 今回の予算につきましては、正規職員分のみ異動に関する予算を計上させていただいております。

今お問いの職員数をご答弁させていただきますと、この4月、平成20年4月1日現在で定員管理上の正規職員が731名、非常勤の一般職と位置づけてる職員が259名、臨時職員が81名、計1,071名が摂津市に在しております。

以上でございます。

○山本善信委員長 よろしいですか。

弘委員。

○弘豊委員 この、年度途中で正規の職員が非常勤とかに変わったりということはないというふうに思いますが、この間数年来の流れを見てる中で、正規職員がどんどん非常勤に置きかわっていくような状況ですね。10年前と比較すると、大きく職員数の変化があるかと思えます。全体としての職員数としては、そう変わってませんけれども、その分非常勤職員がふえています。市の職員ということでは、本当に市民の暮らしを守る立場で、大変重要な、大事な役割を果たされてると私認識しております。そういったもとの、この職員の非正規雇用化、このことが進まないようにということの要望をしておきまして、発言とさせていただきます。

○山本善信委員長 答弁よろしいですか。

○弘豊委員 はい。

○山本善信委員長 ほかにございませんか。

村上委員。

○村上英明委員 今回の補正ということで、先ほどのお話もございました人事関係が多分にあるかという中で、1点だけちょっとお聞きしたいと思えます。

10ページなんですけれども、款21繰越金、項1繰越金ということで、目1繰越金ということで、今回9,502万2,000円というのが補正ということで計上されております。こういう中で先ほどの本会議の中で、平成19年度の決算の中でのこの実質収支の分をここに繰り入れてるというふうにお聞きしたかと思えますけれども、この中で平成19年度の決算につきましては、また後日委員会なりまた本会議が開催されるというふうに思っておるわけなんですけれども、予算という中にあっては、やっぱり歳出と歳入が同額と

というのが基本という、それがあって予算ということになるかと思えます。そういった中で、この実質収支、平成19年度、本会議の中でもお示しがあったわけなんですけれども、それを例えばですね、全額この平成20年度分として補正と入れて、その歳出との差額分をですね、今回12ページにおきまして財政調整基金ということで補正がなされておるんですけれども、その中に足してですね、要は実質収支額全額をこの補正の中に一回ほうり込んでですね、そういう中で基金として積み立てるとということも一つの案としてあるのではないかなと、そういうふうに思っておるんですけれども、そういう中でこの間本会議の中でも、この実質収支が、約半額が今回の繰越金ということで補てんされておりますけれども、その辺の考え方についてですね、1点だけお聞きしたいと思えます。

○山本善信委員長 宮部参事。

○宮部総務部参事 お問い合わせでございますけれども、地方自治法におきまして、決算剰余金が生じたときには、翌年度の歳入に編入しなければならないということになっております。

それから、地方財政法におきましては、この剰余金につきまして、将来における財政運営の健全性を確保いたしますために、当該剰余金のうちから2分の1以上を年度間調整財源として積み立てるということになっております。こうしたことから、今補正におきまして前年度の剰余金1億7,202万5,543円の2分の1相当に当たります基金積立金8,700万円をですね、財政調整基金として計上いたしますとともに、この財政調整基金ほかもろもろの補正財源といたしまして、9,502万2,000円を計上いたしましたものでございます。

それで剰余金を全額計上するという
ことにつきましては、法律上何ら問題ない
と考えておりますが、収支均衡の原則か
ら、収支に見合う支出を計上しなければ
なりません。歳出に基金費としてという
ことになりますと、歳出に基金費として
計上、すなわち基金に積み立てるとい
うことになります。しかしながら、年度
途中で補正が生じまして歳入増となっ
た場合に、その財源として、一たん積
み立てました基金から再び取り崩して
ということになりますために、前年度
剰余金を全額計上せずに、今後の補
正財源として留保しているものでござ
います。今後この補正財源として不要
となった場合には、3月補正におい
て基金に積み立ててまいりたいと思
っております。

なお、この前年度剰余金につきましては、
本年6月の第2回定例会におきまし
て、その補正財源として4,182万5,
000円財源充当いたしておりますので、
この補正後の前年度剰余金の残額は3,
517万8,543円となっております
ので、ぜひともご理解賜りますようよ
ろしくお願いいたします。

○山本善信委員長 村上委員。

○村上英明委員 ご答弁ありがとうございます。

ただ、そのご答弁の中であつたとい
うことで認識しておるんですけども、
それは先ほども私が申し上げたよう
に、1億7,000万円のですか、実
質収支額をそのまま補正として入れ
ても問題はないというふうに認識し
ておるんですけど、そういう中でも
平成19年度分として留保金を置い
ておいて、それがまた後日です
ね、12月なり来年の3月ですか、
そのときの補正等々でされるという
ふうにお聞きしたと思っております
けども。

これはなぜ聞いたかということ、いろ

ろと手法がある中でなぜこういう手
法になるのかなということで、何ら
かのまた制限といいますか、規制
といいますか、法律があるのかな
と思つて聞かさせてもらいました
ので、その辺でまたしっかりと
平成19年度分の決算等も踏ま
えてですね、この平成20年度
の補正、また12月また3月、
また行えるかもしれません
けども、そのときにはまた適
正な形です、処理をお願いし
たいというふうに思います。

以上でございます。

○山本善信委員長 ほかにござい
ませんか。

三好委員。

○三好義治委員 おはようござ
います。

13ページで、住民税のシステム
年度改正委託料1,380万計上
されておりますけど、単純な質
問で、オープンシステムとの関
係について、まず1点目聞きた
いと思つています。

それと、常々気になっておる分
が、42ページで、給料及び職
員手当の状況の中で、級別職
員数で特別職である教育長が
1名入つてゐるんですが、特
別職の中の市長、副市長とい
うのはこういったたぐいのと
ころではこういった取り扱いに
なつてゐるのかお聞かせいた
だきたいなというふうにお
思つております。

それと、これはちょっと委員
長にお願いしなければならない
のですが、債務負担行為、第
2表、これは文教の所管にな
るんですが、その債務負担行
為の行為については文教にな
るんですが、その財源の振り
当てというのは、僕は財政課
の所管ではないかなという感
がいたしております、その債
務負担行為についてはこれは
もう文教所管ということは
重々承知でございます。その
中で、44ページの中での財
源内訳の中で、こういった財

状況の中で一般財源で債務負担行為を全額組んでると。財政課としての考え方についてお聞かせいただきたいなというふうに思っておりますので、委員長の計らいでよろしく願いいたします。

○山本善信委員長 寺本参事。

○寺本総務部参事 それでは、補正予算書の13ページでございます。委託料で、住民税システム年度改正委託料のご説明をさせていただきます。

このオープンシステムとの関連はということでございますが、本年4月より全庁的にオープンシステムが稼働しております、市民税課におきましても、市民税等の課税をこのオープンシステムを使って行っておるわけでございますが、この税の基幹システムを構築するためのシステム改修の初期費用でございます。

これは、この改修につきましては、年金からの特別徴収の開始が来年10月から始まります。これに伴いまして、社会保険庁からの課税資料等を来年1月から地方税電子化協議会を通じまして、電子データで送られてくることとなります。それまでにデータをやりとりできるシステムを構築しなければならないわけでございますが、今回補正をお願いするものでございます。

なお、この構築する電子申告システムにつきましては、年金からの特別徴収のみならず、法人市民税や償却資産の申告、また給与支払報告書などの電子申告にも対応できるシステムを構築するものでございます。

○山本善信委員長 山本課長。

○山本人事課長 市長、副市長並びに教育長の給与の関係についてご答弁申し上げます。

予算上の給与の予算組みのところから説明をさせていただきますと、市長、副

市長におかれましては、総務費の総務管理費、一般管理費の特別職給というところに給与を計上させていただいております。教育長におかれましては、教育費の教育総務費、事務局費にございます、一般職給の方に計上をさせていただいております。3名の方が特別職という位置づけでございますけれども、給与を予算計上させていただくシステムからまいりますと、教育長におかれましては一般職給に計上させていただいております。

今回特別職給、一般管理費の特別職給につきまして補正がございませんでした。その関係で、給与費明細の特別職給は省かさせていただいております。

教育長の給与が計上させていただいております教育費の教育総務費、事務局費の一般職給については、補正予算が32ページにございますが、こちらの方で補正予算を計上させていただいてる関係上、給与費明細の42ページに教育長分の級別職員数に計上させていただいているということでございます。

よろしく申し上げます。

○山本善信委員長 宮部参事。

○宮部総務部参事 44ページの債務負担行為の財源内訳の件でございますけれども、まずその前に、今回債務負担が上がっております分につきましては、中国の地震を受けまして、地震防災特別措置法の改正がございまして、平成22年度までにi s値といいまして耐震の安全の率と申しますか、i s値が0.3以下の施設につきましては平成22年度まで耐震化工事を実施した場合には、交付金2分の1から3分の2にかさ上げするというようなことになっておりまして、急遽4小学校、それから体育館8校、幼稚園3園が債務負担をするということになりました。それで、この交付金のかさ上げ

ということで、当然国庫交付金、支出金も入ってまいります。それに対して地方債も起債できると考えておりますけれども、今回の債務負担に当たりましては一般財源として上げさせていただいたものでございまして、今後こういったものがきっちりと決まってまいりましたら、財源の手当もしてまいりたいと考えております。

○山本善信委員長 三好委員。

○三好義治委員 それでは住民税のシステム年度改正委託料の1,380万で、今いろいろ話を聞いておりまして、オープンシステムになってでも新たに制度改正になると、こういったシステム改正はしなければならないと。ただ今回の部分については、要は年金受給者から特徴、年金受給者の特徴扱いになる部分が見込まれてるという部分の中で、これは国の法制度の改正であって、その財源内訳見ますと一般財源が1,380万、すべて一般財源で賄うということになってるんですが、本来ならば国からの交付金、補助金なりがおりてくるものというふうに感じてるんですけども、その辺の情報というのはいかがなものかなと。そういったことの情報の先取りの中で、やっぱり補正も組んでいかなければならないなというふうに思ってるので、この点について改めてお聞かせいただきたいというふうに思います。

それから、42ページの級別職員数は、一般職やら教育職での給与割り振りではなしに、全職員の今の体制を書いている表だというふうに私認識してるんですよね。その中に一方では教育長の特別職はここに記載されておって、あと特別職2名が一切記載されてないと。こういったことについていかがなものですかというご質問をさせていただいております。だから

その取り扱いについて、要は特別職の報酬が云々とかいうことではないんです。どういう今うちの体制であるのかということをお明記すべきであろうということについての質問なので、よろしくお願いたします。

それと、今の委員長の取り計らいで、その債務負担での財源の内訳について、これのみについてしか質問いたしません。今まさにご答弁いただいたように、ことし文科省が耐震補強について法整備をされました。その中で補助金も出すということ、今課長の方からお聞きしたんですが、そういうことの中で、例えば小学校の耐震補強等の事業の一般財源3,616万5,000円で、その小学校の耐震がすべて見込まれてるのか、これが要は全額なのか、というのは、今後2分の1が補助金、交付金でおられる見込みがあるのか、それともこれが2分の1なのか。そういったことをお聞かせいただきたいなと。これは文教よりもやっぱり財政課の僕は所管だというふうに感じておりますのでね、この部分についてそれぞれ小学校、中学校、幼稚園の財源の内訳について、今の情報の中でお聞かせいただきたいなと思います。

○山本善信委員長 債務負担の行為にかかわる話はね、個々のどうこうという話ではなしにですね、財政側面ということを重点に答えてください。そうでないとほかの所管にわたることになりますから。宮部参事。

○宮部総務部参事 今回債務負担で計上されておりますのは、耐震2次診断の診断料でございまして、まずこの診断を受けてからi s値0.3以下の施設については耐震補強に入るというようなことでございます。その診断料については、この債務負担行為の金額が全額となっております。

ります。

○山本善信委員長 債務負担を補正するのにね、個々の具体的な話はいいですから、債務負担を補正する場合の財政運営についての原則についての、どういう場合にどうするのやとかいう話とか、国単位の話とか、そういったことについて聞いておられますのでね、そうでないとほかの所管にわたりますので。

総務部長お答えください。

○奥村総務部長 それでは私の方から答弁させていただきます。

まずご存じのように、債務負担行為はいわゆる歳入歳出予算の分の、当該年度の歳入歳出ではなしに、例えば継続費とかあるいは繰越明許とかあるいは事故繰越とか、こういうことで2か年以上にまたがる予算の部分が債務負担行為でございます。これを一たん認めていただきますと、必ずや来年の予算には計上しなければならぬと、これが債務負担行為でございます。

今回44ページに挙げております、小学校耐震補強等工事、小学校、中学校、幼稚園でございます。これは先ほど課長の方から説明いたしましたように、平成23年3月までにi s値0.3未満の耐震工事をしたならば、2分の1から3分の2の補助金の増が図れると、それを逆算しますと、今債務負担行為で上げていかなければ、来年設計あるいはその次に工事ができないということで今回上げさせていただいたものでございます。

今回債務負担行為しますのは、2次診断を実施をしてない校舎あるいは屋内体育館の部分を計上させていただいておまして、2次診断を実施したものについては省いております。この2次診断の分については、すべて一般財源ということで自前の財源でやっていかなければなら

ないということになっております。

それから先ほど公的年金の部分のちょっとご質問あったんですけども、もちろん公的年金は国の制度で、来年の10月から、年金から住民税を天引きしなさい、これは国の方の責任でございますが、ただその財源でございますが、基準財政需要額の中に算入するというふうになっております。しかし実際うちの方は、不交付団体でございますので、現金は動かないということになっております。

以上でございます。

○山本善信委員長 山本課長。

○山本人事課長 給与費明細に関するお問いにご答弁させていただきます。

給与費明細につきましては、地方自治法施行規則第15条に所定の様式が定められております。その中の内訳として、特別職に係る給与・人数、一般職に係る給与・人数については別項目になっております。教育長におかれましては、教育委員という立場の特別職と、教育長という立場の一般職の、おふたつの職があるかと思っております。給与におきましては、教育長という一般職の方で給与を執行している関係上、一般職である給与費明細の欄に教育長のみを掲載をさせていただいております。

市長、副市長におかれましては、給与費も職も特別職ということでございますので、お二人の体制は当初予算の231ページの特別職の欄に体制並びに給与を掲載させていただいております。

以上でございます。

○山本善信委員長 三好委員。

○三好義治委員 住民税システムの関係につきましてはわかりました。

それと今の山本課長のご答弁での、給与費明細書については私は質問してるのではなしに、ここに書いてる、まさに級別

職員数というところでの部分を質問して
るわけでごさいます、その給与費明細
の中に、それは特別職やいろいろ入っ
てるというのは承知しておりますので、こ
ういったたぐいのところで教育長も入っ
てるんやったら、そういったところに入
れておいても別段差し支えないのではな
いかなと。

いずれにしろ、こういった部分につき
ましては、将来、過去どういった体制で
行ってたかというのも重要な資料になり
ますのでね、そういったところを聞いて
おります。この件につきましては余りこ
だわるものでもないのでこれでやめてお
きますが、そういう視点で聞いてたとい
うことだけご承知いただきたいなとい
うふうに思います。

債務負担行為の関係で、今の財源内訳
の中で今回一般財源を充当してる部分に
ついては、国・府支出金については一切
おりてこない、これは2次診断やから。
それ以降の工事にかかわるときに、そう
いった部分で出てくるということを理解
したらいいわけですね。それならばわか
りました。

以上でございます。

○山本善信委員長 補足答弁ありますか。
よろしいですか。

ほかにございませんか。

野口委員。

○野口博委員 何点かお尋ねいたします。

一つは今論議になっている中の一つで
すが、財政調整基金について今回決算を
受けてですね、8,700万が積み増し
をされました。これに関する問題ですけ
ども、先日、中期財政見通しが発表され
ましたけども、その中で平成20年度4
9億3,100万という推定数字が示さ
れてます。決算の数値で平成19年度末
の財政調整基金だとか公共施設整備基金

だとか減債基金、いわゆる主要3基金の、
現時点での残高とですね、中期財政見通
しで言われているこの49億の兼ね合い
といいますが、そういうものをどう見て
るのかということをお尋ねをしてお
きたいと思います。

2つ目は、住民税のシステムの関係で
あります。来年10月の年金天引きに対
応できるように、関係庁との日程の中で、
今やらなければ対応できないということ
で、この初期費用として計上されたわけ
ですが、昨年からずっと論議がありまし
て、摂津市が今年からオープンシステム
に変わったということで、以前のホスト
コンピュータと比べてですね、どのくら
いの経費削減になっているのかというの
が一つで、もう一つは全国の状況につ
いてですね、一つ教えていただきたいと。
大体その中でこれを請け負う業者とい
いますか、システム改造する業者が受け
持つわけでありまして、大体全国的に
どのくらいの総額になるのかね、予想
結構ですけども、そういう点ちょっと
お示しをいただきたいなと。

3つ目には、先ほど人事問題で少しお
話がありましたけども、今回は2月1日
の職員を基本にして予定退職者数だとか
新規採用数だとかそういう想定しながら
予算組みされて、年度途中で今回補正に
至って数字で計上されたということであ
りますけども、一つお聞きしたいのは、
昨年状況を見てどうかという問題で、
保育所の現場で年度末、近隣各市が保育
士の正職の採用がたくさんありまして、
市としてそのいわゆる正職の数だとか、
臨職の数だとか含めてですね、予測され
たものと大変少なくなって、年度末ごっ
つう往生したという経験あったと思うん
ですけども、その辺がですね、この間北
摂採用試験も含めて一定流れてますので、

そういう保育所現場での状況をね、どう見てるのかということをお聞かせいただきたい。その中で、ご答弁の中で摂津全体の保育所の保育士の数、臨職の数ですね、非常勤の数もあわせて数字を示していただきながら、そういう問題についてご答弁をいただきたいと思えます。

以上3点です。

○山本善信委員長 東角課長。

○東角情報政策課長 3点質問がございまして、一つはホストコンピュータとオープンシステムでどれぐらいの経費の差があるかということでございますが、今回、年金特徴のシステム改修をしている市町村がほとんどでございまして、まずホストコンピュータであれば最低でも1億から3億ぐらいかかるかと思われております。摂津市の場合はオープンシステムに非常にいいタイミングで切りかえることができましたので、ホストコンピュータの約5分の1程度のコストで済んでおります。それとですね、オープンシステムであれば大体2,000万から5,000万ぐらいの経費がかかるかと思われま

す。全国の総額という、3点目のご質問ですけれども、全国の総額は、ホストコンピュータは1億から3億ぐらい、それからオープンシステムであれば2,000万から5,000万ぐらいかかっているというのが現状でございます。

ちなみに、今ちょっとわかっている範囲で申し上げますと、豊中市で年金特徴のみのシステム改造費で1億8,000万、それから吹田市で8,000万、あと茨木市で1億5,000万、摂津市は1,680万でございますが、その他の市におきましては、まだ積算ができておらない状況に、北摂ではなっております。

それからオープンシステムでは、摂津市は比較的システム本体をカスタマイズしておりません。システムをうまく外へ出して、出た分でカスタマイズしておりますので、システム本体のカスタマイズではほとんどお金をかけておりません。ですので、ほかの市に比べますと、今回、多分半額ぐらいにオープンシステムでもなっておるかと思えます。

それから全国での実施の状況でございますが、まず全国47都道府県がeLTA Xというもので、これは年金特徴ではございませんが、法人都道府県民税であるとか、法人事業税であるとかいうものをまず先駆けてやっております。それから15の政令指定都市でも始めております。それからその他、政令都市以外の市町村におきましては、ことしの1月から秋田県の秋田市とそれから和歌山県の田辺市、それに神奈川県相模原市、それと9月から埼玉県三芳町が稼働している状況でございます。

以上でございます。

○山本善信委員長 宮部参事。

○宮部総務部参事 補正後の基金の状況でございますけれども、今回の8,700万円を加えまして、財政調整基金が13億2,596万円、それから減債基金が10億8,993万円、公共施設整備基金が14億8,848万円、主要基金あわせまして39億438万円となります。

今後の見込みということでございますけれども、中期財政見通しでは49億3,100万円といたしております。毎年執行段階で不用額が4%程度、金額にして13億円程度出てまいります。現下の世界同時不況の経済状況等から、今回予算では法人市民税は32億2,000万ほど上げておりますけれども、2億円ほど

の減収を見込んでおります。その他景気の下振れの状況をかんがみまして、不用額としては10億円程度になるであろうと見積もりまして、中期財政見通し平成20年度は49億3,100万円といたしましたものでございます。

○山本善信委員長 山本課長。

○山本人事課長 保育所現場のご質問に対してご答弁を申し上げます。

保育士の採用でございますけれども、平成16年4月1日の民営化の方針に伴いまして、平成14年から平成18年につきましては、保育士の採用はなかったと記憶しております。しかしながら、ここ2年におきましては、平成19年4月1日には正規職員3名、ことし平成20年4月1日につきましては7名の採用をいたしました。本年は試験の最中でございますが、1名を募集している状況でございます。

近隣各市の状況は、今現在把握しておりませんので申しわけございません。

それと、保育所の全体の正規職員並びに臨時・非常勤職員の数ということでございますが、保育士と調理員をあわせますと、正規職員が、ちょっと今正確な資料がないんですけども、65名だったと思います。臨時職員が34名、非常勤が27名と、計126名の職員が在していると認識いたしております。

非常勤職員におきましては大半が朝夕の、保育所は朝の7時から晩の7時、園によっては晩の8時まで運営しておりますので、朝と晩の短時間の保育をお願いしている職員さんがほとんどでございます。

昼間の非常勤職員というのは1名だけでございまして、それ以外の職員におきましては、34名臨時職員で対応をいたしております。

基本的に臨時職員におきましては、障害児の加配であったり、休暇代替の職員であったりということをメインに配置をしておるといような状況でございます。

以上でございます。

○山本善信委員長 野口委員。

○野口博委員 財政調整基金の答弁の中で、その差額の説明で、法人市民税が約2億円減収だということで理由づけされたわけですが、その辺の経済的な背景といえますか、いろいろ物議を醸しているいろいろな社会的な問題ありますけれども、この摂津のいわゆる法人市民税含めた財政構造上、そういう根拠がね、なるのかと思いますけれども、ちょっとその摂津市的なそういう状況の中で、そういう試算に至ったということで、その辺の流れを少しご説明を、ちょっとあわせていただきたいなと思います。

住民税のことは、大体わかったんですが、詳しいことはまた後からお尋ねしますが、わからん部分もありますので。

職員の問題であります。お尋ねしたいのは、いろいろ年度末近づきますといろいろな動きがですね、出てきますので、特に正規・非正規の問題も根本的な別問題あるわけですけども、去年のそういう状況を経験されて、若干心配もしています。個人的には孫がお世話になってるわけですけども、お話もね、ちょっと聞いておりますので、きちっとした対応をね、ぜひお願いしたいのと、基本的な問題で、また別の場で論議はしますけれども、この官製ワーキングプア問題が、いわゆる社会的な問題の一つとしてクローズアップされてますので、先ほどもお話があったようにこのいわゆる市内で職場環境問題についてイニシアチブを発揮すべきそういう公的な職場でですね、この不安定雇用者をださないという役割、大きくある

わけで、そういう点からしてきちっとです、改善すべきは改善していただきたいということでお願いして、質問を終わります。

○山本善信委員長 宮部参事。

○宮部総務部参事 摂津市的な影響ということでございますけれども、本市の税収構造につきましては、固定資産税と法人市民税の割合が高いというようなことになっております。景気後退いたしますと影響を受けやすいという状況であろうかと思っておりますが、今回中期財政に見込みました税につきましては、税担当課より8月にお出しいただいた資料に基づきまして算定いたしております、税担当課におきまして今後の見通しを立てていただいて出していただいた数字であると考えております。

以上でございます。

○山本善信委員長 次、三宅委員。

○三宅秀明委員 そうしたら一つだけ。

オープンシステムの話はいろいろあったんですが、近隣他市と比べて随分と額がおさまってるようで、オープンシステム云々の話を推進したものとしては一安心してるところなんです、その上の段に地方税の電子化協議会の負担金というものがあるんですが、あと分担金と。これ額として今回、足して13万円と、そんなに多額ではないんですけれども、今後こういう協議会に入ってるとしたら、負担金とかがふえるのかなという印象があるんですけれども、これが急激な増加をしたり、そういう可能性があるのか、もしくはもう既にわかっているのかとあわせて、一つだけお伺いしておきます。

○山本善信委員長 寺本参事。

○寺本総務部参事 補正予算書の13ページのところでございますが、地方税電子化協議会の負担金のご質問でございます

が、この負担金につきましては、年金特別徴収などの電子申告に対応できるシステムを改修させていただくに当たりまして、社会保険庁などとのデータのやりとりについて、国が指定しております、地方税電子化協議会の

e L T A Xを通じて行うわけですが、このe L T A Xと申しますのは、国税のe - T a xに相当するものでございまして、地方税電子化協議会は、地方税にかかる電子化の推進とe L T A Xの開発及び安定的な運用を目的としまして、平成15年8月に任意団体として設立されたものでございます。

またe L T A Xにつきましては、地方税ポータルシステムと申しまして、地方税における手続をインターネットを利用して電子的に行うシステムでございます。年金の特別徴収などを行う場合には、この地方税電子化協議会の会員になる必要がございます。これに伴います会費と分担金でございます。

会費の動向ということでございますけれども、この負担金の部分の9万円でございますが、これにつきましては人口割でおおよそ人口1人当たり1円ということになっております。分担金の方につきましては、これは地方税電子化協議会の方から、これも人口割で各市の割当となっております。

今後の動向につきましては、今回この会費の部分と分担金の部分でお願いさせていただいておりますけれども、これ以外にまた負担金がさらに運用の部分で生じてくるわけなんですけど、今回は平成20年度に地方税の電子化協議会の会員になりますと、平成20年度と平成21年度については免除となっております。

以上でございます。

○山本善信委員長 将来その分がふえる

可能性があるということですね。

○寺本総務部参事 はい。

○山本善信委員長 三宅委員。

○三宅秀明委員 ご答弁ありがとうございます。

これまでの予算・決算の話の中でも、やはりこういう会費とかが意外と負担になってくる、結果としてですけどもね、もありますので、その点も勘案しながら協議会等の場で発言していただければなと思います。よろしくお願ひします。

○山本善信委員長 ほかにありませんか。

以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時47分 休憩)

(午後10時49分 再開)

○山本善信委員長 それでは再開いたします。

議案第60号及び議案第61号の審査を行います。

本2件につきましては補足説明を省略し、質疑に入ります。ございませんか。

三好委員。

○三好義治委員 それでは議案第60号で、もう単純なところで、まず公益法人から公益的法人に変わったということの中で、その幅を、ウイングを広げたということの解釈なんですけど、今の現状での公益法人、摂津市内でどういったたぐいがある、公益的法人になったらどういった部分がふえてくるのか、単純な質問でございますが、よろしくお願ひいたします。

61号については、もう別枠で広げたということの中で、私はもうこれで質問はございません。第60号のみでございます。

○山本善信委員長 山本課長。

○山本人事課長 今回公益法人の改正がございました。それに伴いまして本条例

も改正するものでございますが、この条例にかかわります、人事課の条例にかかわります公益法人等への職員派遣に関する条例につきましては、社会福祉事業団であるとか、保健センター等々、本市外郭団体への派遣に関する条例でございます。社会福祉法人につきましてはそのまま余り変わりなく法人格はそのままであろうと思いますが、社団法人である団体におかれましては、法人の方でその法人改正の手續があらうかと思ひます。

今我々がこれから可能性としてある法人につきましては、そんなに大きく影響はないのであらうというふうには思ひておられます。

以上でございます。

○山本善信委員長 三好委員。

○三好義治委員 この条例での解釈というのは、今現在でも公益法人というのがあって、もう一方では公益的法人というものもあるという解釈を今私してるんですがね。その中で、従来までは公益法人への職員への派遣がなされておったと、もう一方ではその幅を広げて公益的法人へも派遣が可能になりましたよという解釈したわけですね。今の説明ですと、公益法人という部分が、公益的法人に変わりましたという解釈になるわけですね。これはどっちの解釈でとったらいいのか。この解釈によっては、それぞれ従来までの公益法人であったところの条文、全部整備していかなければならないのでね、この分についてまずお聞かせいただけますか。

○山本善信委員長 寺田公室長。

○寺田市長公室長 この条例改正でございますが、その前に国の方で大きな改革がございまして、これは公益法人制度の改革三法ということで、今までの公益法人はですね、半ば公益的でもないものを

公益法人というふうに認めてきたきらいがございまして、国の方においてですね、その整理をしようということということで、一般社団法人と公益法人、その公益法人と今後見直す法人をですをね、明らかにするために、公益的法人とかですね、そのような文言を使っているというふうに我々は解釈をしております、この条例の改正は、今申しました公益法人制度改革三法の流れによって改正をされるものということと考えております。

○山本善信委員長 三好委員。

○三好義治委員 項目は1点やから、1問1答みたいになることは許していただきたいのですが、だから公益法人という、従来までの呼び方というのが、もう全部廃止になったと、公益的法人に変わりましたという幅になるわけですね。ただし今のご答弁でいきますと、法の、三法の中での解釈が、従来まで公益法人であった部分と、公益的法人であった部分と、社団法人であった部分が不明確やったから、この際整理するんやという、今ご答弁やったですね。逆にこれをウイングを広げてる部分でいくなれば、逆行してくるん違いますか。これは法の整備によって条例が改正されるというのは重々承知しておりますが、今のご答弁やったら逆に逆行してるなと思います。改めて、摂津市における公益法人はどういったところ、何か所があって、具体的に言ってください。次に公益的法人になったら何か所ぐらいになってくるかという部分ね。僕は今の答弁は、逆のところで受けたんですけどもね。公益法人が公益的法人に変わるんやったら、その部分でいけば逆にウイングが広がってきて、緩やかなところになってくるやろと、その後今度、今のやつが整理できたならば、今度派遣するところについてご質問させていただきますけ

どもね。まずそこを整理していただけますか。

○山本善信委員長 公室長。

○寺田市長公室長 私が答弁したのは、実は南千里丘まちづくりにおきまして、大学連携等をですね、民間の方が公益法人をしようという、手続を今されておまして、その中でこの法律の改正でですね、これまで以上にこれは大阪府と事前協議をするんですが、これまで以上に公益ということについては厳しい枠組みをはめられまして、なかなか従来のような公益法人の認め方ではなしに、チェック等が非常に厳しい内容でされておまして、私自身としては公益法人、従来ですね、それについては極めて広がるというよりも狭めると、それ以外はもう一般社団法人とかそういうふうに政府の方が変えていくと、これは公益法人ですと、何かと言いますと税制優遇がございまして、そのことについて国の方が極めてチェック等をですね、強めていこうということで改正をされたもので、私の方は、その南千里丘の事務等でですね、これは公益というのは非常に狭まったというふうに考えているわけであります。

以上でございます。

○山本善信委員長 あと、具体的な。

山本課長。

○山本人事課長 今回の改正におきまして、派遣可能な法人につきましては変更しておらない関係上、現在摂津市から派遣できる団体といたしましては、摂津市施設管理公社、摂津市保健センター、シルバー人材センター、社会福祉協議会、社会福祉事業団、大阪府市町村振興協会、大阪府市長会並びに摂津都市開発株式会社という関係になっております。

以上でございます。

○山本善信委員長 三好委員。

○三好義治委員 公益法人と公益的法人となってきたら、公益法人となれば特定の限られた条文の中でそれが定められてくると思うんですね。公益的法人となってきたら、幅が広がってくると思うんですね、文言の解釈として。この解釈で先ほど公室長が言ってるのは、逆に狭まるんだと言ってるんですね。これ全然、僕らと食い違ってるんですよ。幅を広げてくるのと違いますか。法規専門の方がおられるので、この解釈はどう解釈したらいいんですか。そこについてお聞かせいただきたいなというふうに思います。私は一般論と言って、公益というところを特定でやってくる場合よりも、公益的となった場合には幅が広がっていると、今の答弁やったら完全に食い違ってくるなと思います。

○山本善信委員長 この場で暫時休憩します。

(午前10時59分 休憩)

(午前11時24分 再開)

○山本善信委員長 それでは、再開いたします。寺田公室長。

○寺田市長公室長 申しわけございません。私の方から一度整理をしてご説明申し上げます。

ご質問の趣旨が、公益法人が広がるかどうかということで、この公益法人に対する審査、厳しくなるので狭まるだろうという答弁をいたしました。公益的法人という「的」が何で入れたかということでございますけれども、これについては国の方がですね、公益的、公益法人を認める場合の窓口を広げるということで、さまざまな公益性があるものについては申請をしていただいて結構です、ただししかしその審査は非常に、今まで以上に厳しくなって、絞り込まれるということで、公益法人がですね、ふえるというような

傾向にはならないだろうという答弁をさせていただきました。公益的というのは、その窓口が広がるということで、結果は別としましてですね、申請の窓口は広がるということで公益的という言葉が入ったということでございます。

なお、細かい本市のですね、適用については人事の方から答弁をさせていただきます。

○山本善信委員長 山本課長。

○山本人事課長 申しわけございません。民法34条に規定された法人が、一般社団法人または一般財団法人になるような改正と、公益法人におきましては公益社団法人または公益財団法人という名称に変わる改正が今回の公益法人の法改正に伴う制度でございます。

本市の場合、先ほど申しました財団法人が幾つかあろうかとございます。この財団法人さんにおかれまして、どの分を選択されるかというのはその法人さんの趣旨だというぐあいには伺っております。どの法人を選択されるかによりまして、本市におきましては先ほど申しました財団等におきまして、法律的に派遣は可能でございますので、同様なところの場合によっては派遣をしていくという条例は、派遣先としてこのまま残していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○山本善信委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本善信委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午前11時27分 休憩)

(午前11時28分 再開)

○山本善信委員長 再開いたします。

議案第58号の審査を行います。

本件につきましては、補足説明を省略し、質疑に入ります。ございませんか。

三好委員。

○三好義治委員 数点について、まず1回目聞きたいんですが、まずこの摂津市土地開発公社定款の変更についての提案理由の部分の中で、平成20年12月1日に施行されることにより、というくだりがあるんですが、その全部についてはその法律の改正によって12月1日に施行されると。いろいろな条例並びに定款は法律に基づいて今日まで変えてきた経緯はあるんですが、これまではある程度の法の中身を知った上での定款の変更並びに条例の変更があったというふうに、私は承知してるところでございますが、今回の部分についてはその中身について一切わからないわけですね。その中で、今回こういうことが提案されてきたということについていかがなものかなというふうに感じているところでございます。まずこの点についてお聞かせいただきたいというふうに思います。

それから土地開発公社定款の第7条第4号中、「民法第59条」を削り、「公有地の拡大の推進に関する法律第16条第8項」に改めるということの中で、前段の部分とあわせて民法第59条、監事の職務を決めているということになっておりますが、今回の第16条第8項と、どの部分が、まず民法第59条のご説明と、法律第16条第8項のご説明をお願いしたいかと、この点についてまずお聞かせいただきたいと思っております。

○山本善信委員長 杉本次長。

○杉本総務部次長 土地開発公社の定款につきましては、変更を行う場合には議会の議決をいただき、それを添えて大阪府の方に提出するというようになっておりまして、今回大阪府等からの連絡

等も踏まえまして、12月1日に公拡法の改正にかかわる施行期日が指定されておりますことから、大阪府知事の認可の所要手続を勘案いたしまして、今回の議会でのご提案をさせていただいたというところでございます。

先に事務的な流れ申しますと、今回の議決をいただきまして、それを議決書とともに、当然理事会の議事録等もでございますけれども、あわせまして、旧定款・新定款を全文そろえまして府に出し、府といたしましては、各、本市のみならず全公社の定款変更を一括して大阪府知事が認可を行う。これは認可を行うについては12月1日付で認可を行うという予定をしているというふうにご通知をいただいております。

あと一つは、法律の中身がおわかりに、よくわかっていないというお話かと思うのですが、通常こういう、国ないしの大きい法律の改正等に付随しまして、条例、これも定款もそうなんですけど、改正の場合については、それを受けまして適切な時期に議会に対してご提案をし提案説明をしご理解をいただくという流れなのかなと思っております。この法律は確かに平成18年6月に、もとの法律でございますけれども、ちょっと長いんですけれども、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律ということになっておりまして、平成18年6月2日に公布されております。本年の12月1日から施行ということでございますので、その間でご提案をしたということでございます。

次に民法と今回の改正のことですが、法文自体のことを説明ということで、今お聞きいただきましたので、ちょっ

とくどいかもしれませんがどもお話をさせていただきます。今回、今まで土地開発公社が適用されてました民法第59条と申しますのは、監事の職務について規定しております。

「監事の職務は、次のとおりとする。

1. 法人の財産の状況を監査すること。
2. 理事の業務の執行の状況を監査すること。
3. 財産の状況又は業務の執行について、法令、定款若しくは寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会又は主務官庁に報告をすること。
4. 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。」

ということに規定されておりました。今回この適用が、今回の先ほど申しました関係法律の整備等に関する法律により、土地開発公社の監事の職務を公拡法第16条第8項とすることになりまして、この第8項についても、同じく監事の職務を規定しておりますが、この場合においては土地開発公社の監事の職務というふうに限定をされた上で規定をされております。3号からなっております、

「1. 土地開発公社の財産の状況を監査すること。

2. 理事の業務の執行の状況を監査すること。

3. 財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、土地開発公社の業務を監督する主務大臣又は都道府県知事に報告をすること。」

ということになり、公拡法の中に監事の職務について土地開発公社に限定した条文を追加されたことによるものでございます。

以上でございます。

○山本善信委員長 総務部長。

○奥村総務部長 先ほどから公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正と、それから今回の土地開発公社定款の変更に関する議決を求める件、これは公益法人改革に伴います改正でございます。ちょっと整理してお話をさせていただきますと、民法34条に今まで社団法人、財団法人が規定されておりました。これが明治29年の民法制定以来、大改革を今回行われることになりました。この先ほど公室長の方からご答弁いたしました、公益法人制度改革三法というのがあります。これは一つは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、それから公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律、それから関連します他の法律の整備に関する法律、この3つがいわゆる公益法人制度改革三法と言われるものでございます。これで、今まで民法の方に規定をされてました法人の、先ほど今回提案をさせていただく、監事の役割、これは民法に規定されておるんですが、民法の38条から第84条まで、これすべて削除されております。今までは公社の分の監事の役割は民法の59条の監事の役割、これを引用して、それぞれ根拠づけて、それぞれ定款を定めておりましたけれども、これが民法の条文削除ということで、先ほど次長が言いましたように、公拡法に基づく16条第8項のところに監事の役割が新たに制定をされました。それをもって今回定款の変更ということで、公有地拡大法のこの法律の条文を引用して監事の役割をそれぞれ明確にしたということでございます。

○山本善信委員長 三好委員。

○三好義治委員 2回目の質問をしていますけども、まず土地開発公社の定款での第7条第4項は、監事は民法第9条

の職務を行うという条文になっております。この中で、今議案書を見ますと、第7条第4号中、民法第59条を削り、公有地の拡大の推進に関する法律の第16条第8項に改める。まず条文の関係においてでも、法改正があり条例改正があるならば、ここの文言については、第7条第4号中、民法第59条を公有地の拡大、というつづりが、本来これまでの改正文ではなかったのかなというふうに思っております。この点についてお聞かせいただきたいと思っております。この民法第59条を削りというのは、今総務部長から話ありましたように、今回の改正で民法第38条からいろいろありますけど、84条の3項まで削ってるのが今回大きな改正になっておりますが、このいわば条文の関係での文言についてお聞かせいただきたい。

それから民法第59条から今回の法律第16条第8項に変わった部分の中で、特にですね、従来の民法第59条では、第4号に「前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。」ということが明記されておりました、定款を見ますと、この総会という文言が出てくるのが第7条第4項の「監事は、民法第59条の職務を行う。」ところのみであります、そのほかは理事であります。その中でいきますと、今回これを削除することによって、総会の招集権が全くなくなってきているという解釈にとられます。この第59条を削除をして、第16条第8項を仮に入れかえたとしても、本来摂津市土地開発公社の定款の中に、総会の招集権という部分を入れておかないと、この土地開発公社におきましては、総会が開催されないということにつながってくると思っております。この点についてお聞かせいただきたいと思っております。

それと、この法律の公布につきましては、平成18年6月2日に公布されておりました、この間、施行するまでは2年6か月の猶予期間があるわけで、この12月1日に施行するまでに、先ほど話がありましたように、大阪府への届け出を含めて手続を踏んでいかなければならない、定款の変更やから議会の承認が要るということの中でこの時期になったんですが、これまでも土地開発公社の定款の変更については、郵政民営化に伴う金融機関等の変更も昨年12月にもなされました。この間、この期間がある中で、なぜこの時期にやられてきているのかと。あわせての定款の変更ならばその時期でもよかったのではないかなというふうに思っております。この2年半の期間があったことについてでも、今回の出し方についてはいかがなものかなというふうに思っております。この点について、改めてお聞かせいただきたいと思っております。

○山本善信委員長 杉本次長。

○杉本総務部次長 1点目の文言の条文中の第59条を削りという件でございますが、これが通常の本市の条例提案の形と若干異なっております。その点もご指摘かとは思いますが、これは従前、土地開発公社の理事会におきましてかけますかけ方、これ自体が文言が間違っているというわけではないんですけれども、体裁が違いますので、理事会にける場合はこの形でずっときておりました。これをもってそのまま議会の議決を求めるところに掲載をしたという経緯でございますが、ただご指摘のとおり、やはり一般の条例とこの改正の文言の形態が違うということは余り好ましいことではないかなと思っておりますので、以降注意をいたしまして、市の条例改正等の担当課にも確認をした上で、今後のそういう定款変

更についての体裁については整えてまいりたいと考えますので、どうぞご了承いただければなと思っております。

それから民法第59条の件でございます。第4項に「前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。」とございます。これは、広く法人に関する監事の職務をされる方に対しての文言になっております。これをあてはめておりますが、現状としまして摂津市土地開発公社の定款等に総会の規定はございません。よって総会の招集をすることという部分について、従前の土地開発公社の監事が招集することは、総会自体がございませんので、ないものと考えております。これにかわるものとして、民法の第3項に、「著しく不当な事項があると認めるときは、総会又は主務官庁に報告をすること。」という規定がございます。これをもちまして、監事が不正がある等のことがあった場合については、主務官庁に対して監事が報告をなさうということをもって、一定の監査の権限を担保してるものではないかなと考えております。

それから平成18年6月に公布されたものが、2年半もたって出してくるのはいかなものかという、昨年も郵便貯金の預金の名称等が変わりましたので、定款の変更について議会に議決をお願いした経緯がございます。ただ一つは、大阪府全体の各公社等とが足並みをそろえてと申しますか、それがいいのかわかりませんが、するということ。それから大阪府の一定の指導と申しますか、公社に対する条例改正等、定款の変更等についての時期的な指導等に基づいて、今回は議決をこの時期をお願いしたということでございますが、こういう今回の法律の改正が相当大部のものでございま

して、なかなか我々も理解し切る、説明し切ることができず、また各議員さんに対して必要な、これまでが必要なのかどうかちょっとわかりませんが、必要な事項については今後とも情報としては提供できるように努力はしたいと思っておりますが、今回の改正の分については、そういう府等と他の公社等との時期的な関連また大阪府知事の認可ということがございますので、ご理解をいただければ非常にうれしいと思っております。

以上でございます。

○山本善信委員長 三好委員。

○三好義治委員 原課からこの議案書の文言については誤りがあったということを知るのは、こういった委員会が初めてでございます。それも条文の中で。その理事会でこの文言が通ったけども、本来議案として上げてくるときに、条文が従来の手法でない部分を出してくるというのは、これいかなものかなと。役所にはそれぞれの所管があって、専門の方がいてると思っております。私も思っておいたのは、こういった条例を上げてくる場合には、法制文書課なり、そこ十分に精査をした中で上がってきてるということの中で、今我々審査してるわけですね。

「第59条を削り」を、別にどっちでもいいという感覚での条文整備いかなものかなと。今回は第7条第4号中の、「民法第59条を削り」のこの第59条だけでありますけどもね、今後訂正しますということは、議案第58号を改めて出すんですか。改めて聞きたいと思っております。

それと、摂津市土地開発公社の定款の中で、その民法の第59条の中で総会を招集することが、招集することとおる、これまでの従来の民法を無視しながら定款がつくられてきたという、最高

決議機関はこれ理事会なんですかね。総会と理事会の位置づけは、この民法の中ではどういうふうな解釈をされておったのか。この2点についてお聞かせいただきたいと思います。

○山本善信委員長 杉本次長。

○杉本総務部次長 ご指摘の、まず1点目の、議案の文言の形式でございますが、私どもは議案を間違っただというふうに理解しているつもりはございません。語弊があればちょっと申し上げますけども。ただ、土地開発公社の定款について従前よりの慣例がございますので、これに基づいて行いました。ただ、これについて議案を再提出とかそういうつもりということで先ほど申し上げたわけではございませんが、ただ、文言の体裁を整えるといったときに、我々として過去のやり方と今後できればそういうふうな文書担当者とのもう一度考え方を統一いたしまして、こういう形での市の条例適用との形での提案をさせていただきたいなというふうに考えております。

それから先ほどの、理事会、民法における総会、理事会の考え方でございますけども、決して民法を無視したということではなしに、土地開発公社自体が理事会をもって議決をしていく、決定をしていくという機関になっております。またこの定款についても、一定の設置のひな形の中で当初しておると思います。ただ、大変申しわけないんですけども、民法上の総会と理事会の関係については、大変不勉強で、私この場ですぐ答弁をできるだけの知識持ち合わせておりませんので、公社についてはそういう形で理事会での決定が議決と、その機関の意思決定となるというふうに考えております。

以上でございます。

○山本善信委員長 総務部長。

○奥村総務部長 条文改正の部分の表現の仕方ということで、補足させていただきたいと思います。

ご指摘のように、それぞれ今までのパターンと若干異なっております。何々を何々に改めるというのが従来の表現の仕方でしたが、今回「削り」ということに入っております。我々といたしましては、まず文章、条例改正するときに、まずわかりやすく、それから簡潔に、これが一つは一番大事なことかなというふうに思っています。ご指摘のように、もう一つそれと過去のいわゆる条文改正の分のパターンは同一にする方が当然望ましいというふうには思っております。ご指摘の分を含めまして、今後条文改正ありましたらパターンは同じようなパターンで改めて訂正をさせていただきたいというふうに思っております。

今回、この提案の変更の分については、先ほどの次長が言いましたように、それぞれ土地開発公社の理事会でこういう文言で既に可決をされておりますので、これを生かした形で一応上げさせていただいておりますが、今後につきましては同じパターンで集約をしていきたいというふうに思っております。

○山本善信委員長 三好委員。

○三好義治委員 意見だけでもうとどめておきます。

今それぞれいみじくも言っていただきましたが、僕は言ってるのは、やっぱり横の連携は十分とってやりましょういうやつが一つであって、この条文だけ見ますとね「第59条を削り」となれば、次にまだ第7条4号中に改めて「公有地の」というようなつづりが必要になってくるんですね。解釈としてですよ。「〇〇を〇〇に変える」となれば、そのまますっきりといけますけども、そういったとこ

ろもやっぱり注意して見ないと、議案提出のときね、これだけは今後このようなことのないようお願いしておきます。

それから、民法の第59条の中での第4項が今回抜けたというのも、これも剰余法令でそういうふうには指示はされてきたんですが、ただ今後の土地開発公社の運営の中で、本当にこれの部分がどうあるべきかということは、さらに検討してもらったらいかがかなと。というのは、理事会というのは、他のところからいうのはそんなに認められない分があるんですね。この定款の中にその理事会というのが最高議決機関であるとか云々ということがね、明記されてない部分があるからね、だからそういった部分は明記をしながら、今後運営に携わっていただいたらいかがかなと。定款いうよりも重要規定みたいな形でね、そういったことを要望しながら質問を終わります。

○山本善信委員長 総会について、監事の招集権の問題についてはよろしいですか。

○三好義治委員 もうさっき言っておったから。

○山本善信委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本善信委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午前 11時 54分 休憩)

(午後 1時 1分 再開)

○山本善信委員長 それでは再開いたします。

議案第62号の審査を行います。

補足説明を求めます。

奥村総務部長。

○奥村総務部長 それでは、摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件につき

まして、補足説明をさせていただきます。

平成20年度の税制改正では、本会議でもご説明させていただきましたが、寄附金税制の見直しと、公的年金からの特別徴収制度の導入が主なものとなっております。

まず寄附金税制の見直しでございますが、具体的には、平成19年11月20日に取りまとめられた政府税制調査会答申において、個人住民税における寄附金税制のあり方について検討することが必要であるとの指摘がされ、同答申ではあわせて地域社会の会費としての個人住民税の性格や、地方分権の観点も踏まえ、寄附金税制の仕組みは基本的には条例などにより地方公共団体によって独自に構築されるべきである。現行10万円の適用下限額については、大幅に引き下げることが適当であることも指摘されております。また、都会に転出したものが成長する際に地方公共団体が負担した教育や福祉のコストに対する還元の仕組みをつくることができないかという、地方公共団体の首長の意見や、自分が生まれ育ったふるさとに対し、貢献または応援をしたいという納税者の意見などを踏まえ、いわゆるふるさと納税の導入について、総務大臣のもと開催された研究会において検討が行われ、現行の地方団体に対する寄附金税制を拡充する方向で検討すべきとの結論が出されたことから、個人住民税における寄附金税制全体の抜本の見直しとともに、地方公共団体に対する寄附金税制の大幅な拡充が行われたものでございます。

個人住民税における寄附金税制については、平成元年度税制改正において、社会福祉法に規定する共同募金会に対して、10万円を超える寄附金をした場合に、その超える部分について平成2年度の個

人住民税から寄附金控除を適用することとされ、その後平成4年度税制改正においては、日本赤十字社に対する寄附金に係る寄附金控除制度が創設され、平成4年度の個人住民税から適用され、また平成5年度税制改正において、都道府県・市町村等に対する寄附金が追加され、平成6年度の住民税から適用されることになり、地方税法の規定に基づく適用をされていたものでございます。

今回の改正では、控除方式を所得控除方式から税額控除方式に、適用下限額を10万円から5,000円に見直しされたことなどにより、大幅に拡充されました。

次に公的年金からの特別徴収制度につきましては、与党税制改正大綱において、平成17年度以降導入について検討事項として掲げられてきており、平成20年度大綱において具体的な案として盛り込まれたものであります。

制度の施行は平成21年度からとし、特別徴収については同年10月の支給分から実施するものでございます。

個人住民税における公的年金からの特別徴収制度については、従来、個人住民税を市町村の窓口や金融機関に出向くなどして納付していたものを、あらかじめ特別徴収により年金から自動的に納付がされることで、年金受給者の納税の手間が省かれて、利便性が向上することが期待されます。あわせて市町村においても、事務の効率化を図ることができ、ひいては徴収体制の強化に資するものであります。

次に、寄附金税制の見直しに伴うふるさと納税制度と、年金からの特別徴収制度の詳細につきましては、寺本参事から説明いたしますのでよろしくお願いいたします。

○山本善信委員長 寺本総務部参事。

○寺本総務部参事 それでは資料に基づきまして、ご説明をさせていただきます。

まずふるさと納税制度の概要でございますが、上の図の仕組みのところからご説明させていただきます。

納税者が地方自治体に寄附をした場合に対象となるもので、このとき寄附金控除の対象となる地方自治体は、出生地や過去の居住地などに限定せず、すべての都道府県または市区町村に寄附をした場合に寄附金控除の対象となるものでございます。

①で納税者が地方自治体へ寄附をした場合、寄附を受けた地方自治体から納税者へ②の受領証明書が発行されます。所得税と住民税の両方の控除を受けるには、③のところですが、受領証明書を添付して最寄りの税務署へ確定申告をする必要がございます。確定申告をすることにより、④で所得税が還付されます。⑤のところでございますが、住民税につきましては税額から控除されることとなります。下の枠のところでございますが、控除方法につきましては、所得税と住民税をあわせまして最大で寄附金額から適用下限額5,000円を引いた額が控除されます。

所得税につきましては所得控除方式ですので、寄附金額から適用下限額5,000円を引いた額を所得から控除をします。したがって、実際に税額として控除されるのはおおよそ寄附金額から適用下限額の5,000円を引いた額に、寄附者に適用される所得税の税率を乗じた額となります。

住民税につきましては①で寄附金額から適用下限額5,000円を引いた額に住民税率10%を乗じた額について税額控除を適用した上で、さらに②で特例控

除としまして、寄附金額から適用下限額5,000円を控除した額に90%から寄附者に適用される所得税の限界税率を控除した率を乗じた額が控除されることとなります。

ここで、②の額につきましては、個人住民税所得割の額のおおよそ10%が上限となります。そのため、住民税の所得割額のおおよそ10%の額を超えて寄附された場合には、寄附金額から適用下限額5,000円を引いた全額を税額から控除できない場合もございます。

また、所得税・住民税ともに寄附金額から適用下限額5,000円を引いた額の上限は、総所得金額等の30%となります。

次に2枚目をご参照願います。

モデルケースでございますが、年収700万円、夫婦と子供2人世帯の人が市に4万円を寄附した場合の寄附金控除の例でございます。上の表は平成20年分所得税と、平成21年度住民税を計算したものでございます。

下の図のところでございますが、所得税の寄附金控除は寄附金額4万円から適用下限額5,000円を引いた3万5,000円に、このケースの場合は所得税率10%となっておりますので、これを乗じまして3,500円が控除されることとなります。確定申告をしていただくことによりまして、平成20年分所得税から3,500円が還付されることとなります。

住民税につきましては、①で寄附金額4万円から適用下限額5,000円を引いた3万5,000円に住民税率10%を乗じた3,500円と、さらに②のところでございますが、特例控除としまして、寄附金額4万円から適用下限額5,000円を引いた3万5,000円に9

0%から所得税の限界税率、このケースでは10%となっておりますので、それを控除した率80%を乗じた額となります。すなわち2万8,000円となります。①と②の合計3万1,500円が平成21年度の住民税から控除されることとなります。

このケースの場合は所得税3,500円と住民税3万1,500円とあわせて3万5,000円となります。4万円から適用下限額5,000円を引いた残り、3万5,000円全額が所得税と住民税から控除されることとなります。

次に年金からの特別徴収制度の概要をご説明させていただきます。

公的年金受給者の納税の便宜や、市町村における徴収の効率化を図る観点から、平成20年度税制改正に伴いまして、来年10月から年金の特別徴収が実施されるものでございます。

対象者につきましては、個人住民税の納税義務者のうち、前年中に公的年金などを受給していて、平成21年度以降の4月1日において老齢等年金を受給している65歳以上の人が対象となります。ただし、当該年度の初日の属する年の1月1日以後、引き続き当該市町村の区域内に住所を有しない人や、当該年度分の老齢等年金給付の年額が18万円未満である人、また当該市町村の行う介護保険の特別徴収対象被保険者でない人、当該年度の特別徴収税額が、老齢等年金給付の年額を超える人などは、特別徴収の対象外となります。

対象税額につきましては、公的年金などの所得に対する所得割額及び均等割額となります。ただし、給与所得などに係る税額が発生する場合は、別途徴収させていただきますこととなります。

対象となる年金でございますが、国民

年金法に基づく老齢基礎年金などの、老齢または退職を支給事由とする年金となっております。なお、対象となる年金が2以上ある場合には、そのうち1つの年金が特別徴収の対象となります。

下の枠の中でございます。徴収の方法でございますが、特別徴収の開始は平成21年10月支給分からとなります。来年は特別徴収を開始する年度となりますので、上の図で、上半期は年税額の4分の1ずつの額を6月と8月に1期分、2期分として普通徴収で従来どおり納付書で納付いただくこととなります。下半期につきましては、年税額の6分の1ずつの額を10月、12月、2月に徴収させていただきますこととなります。

下の図は前年度に引き続いて特別徴収をする場合で、上半期については、前年度下半期に徴収した額の3分の1ずつを4月、6月、8月に仮徴収します。この仮徴収の額は通常は前年度下半期と同額となっております。下半期につきましては、年税額から仮徴収した額を控除した額の3分の1ずつを10月、12月、2月に本徴収させていただきます。

次に、具体的にモデルケースでご説明させていただきます。上の表でございますが、このケースは65歳以上のご夫婦のみで、公的年金所得のみの場合で、平成20年分、平成21年分で所得の変動がないものとした場合でございます。公的年金収入金額250万円の例で、住民税額は5万500円となっております。

下の図のところでございますが、特別徴収開始年度平成21年度ですが、開始初年度でございます。上半期につきましては、年税額5万500円の4分の1ずつ、端数は6月の1期分に算入しますので、1期分として1万3,300円と、8月2期分としまして1万2,000円

を普通徴収で納付書により納付いただきます。下半期につきましては、年税額5万500円の6分の1ずつ、10月8,400円、12月8,400円、2月8,400円を特別徴収します。

平成22年度以降につきましては、上半期でございますが、通常は前年度の下半期と同額になりますので、平成21年度下半期10月、12月、2月のそれぞれ8,400円ずつを、平成22年度上半期の4月、6月、8月に仮徴収で徴収させていただきます。下半期につきましては、年税額5万500円から仮徴収した額、2万5,200円を控除した額の2万5,300円の3分の1ずつの額を平成22年度下半期の10月は端数が含まれますので、8,500円、12月は8,400円、2月も8,400円を本徴収させていただきますこととなります。

以上雑駁ではございますが、ふるさと納税制度と年金からの特別徴収制度についての概略説明とさせていただきます。よろしくお申し上げます。

○山本善信委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

野口委員。

○野口博委員 今回の市税条例改正の中心点は、今お話があった自治体に対する寄附金控除、ふるさと納税含めてが一つと、もう一つまたまた年金天引きということで、この2つが中心点であります。さっきあのパソコンでですね、年金天引き問題について国民の気持ちを代弁した川柳持ってきました。これを紹介して質問に入っていきたいと思うのですが。

「さすがだな、天引きだとは泣かせるぜ」と、こういう言葉でありました。この間、年金天引きの問題では、8年前の介護保険制度が導入されたときから、この日本で税金なり保険料についてのですね、天

引きが始まりました。取るものは取ってですね、払うものは払わないという、そういうことに対する国民的な怒りがこの間広がってきた性格の問題でもあります。

そこでまず、そういうことも前提にして幾つかお尋ねしますが、年金天引きの問題について、国会答弁見ますと、65歳以上の方の中で、2割強に当たる、全国的には655万人の方が対象だという話でありますけれども、摂津では何人ほどにお考えなのかという、まず人数問題お答えいただきたいと思うんです。

まず年金問題はその対象人数をまず教えてください。

それとですね、寄附金の問題であります。昨年の参議院議員選挙で選挙対策としてこのふるさと納税なるものが提唱をされながら、自治体に対する寄附金控除拡大が今日なされたところであります。小泉内閣が進めてきたこの規制緩和、構造改革路線によってですね、地方が大変疲弊してきたということで、地方間の格差問題について焦点が当てられる中で、さまざまないろいろな分野についての異常事態を何とかしていこうということにもなりつつありますが、このふるさと納税の問題で言えば、国の方がですね、三位一体改革などによって地方に対する補助金を少なくしていくと。一方でそれをどう穴埋めしていくのかというところで一つは出てきた問題でもあります。この間、ご承知のとおり三位一体改革で5兆円の地方交付税が削減されました。夕張の問題が社会的な問題になりましたけれども、本来であれば夕張の例で言いますと、この地方交付税についてもですね、国が本来地方自治体に対する財政措置をするならば、38億円の金がですね、交付費に回っていたという話も出ておりますけれども、本来地方交付税は財政がしんどい

自治体に対する対策含めてですね、地方間の財政調整機能のもとに、そうした国の地方財政政策が進められてきました。この間の三位一体改革によって、どんどん、どんどん地方に対する国が出すべきお金が減らされてきたという、そういう中ですね、こうした事態に立ちいって行くわけでありまして、改めてその根本にはですね、やっぱり国がまともな地方自治体に対する財政措置をしてないということがね、根本問題にあるわけです。そういう点ちょっと前提としてお尋ねしますが、この自治体に対する寄附金をした場合のことですけれども、例えば私は長崎出身でありますけれども、長崎の方に5万円ですね、寄附をした場合、長崎としてはいろいろな財政状況ありますけれども、一応基本的な問題としては、すべて長崎市の税収増になります。少ないですけども。一方、今摂津に住んでおりますから、これまで摂津に税金払ってました。摂津市はどうなるのかという、この関係がね、当然地方交付税算入の基準財政収入額の関係で措置されると言えますけれども、その辺の具体的な問題についてどうなるのかという。結局ですね、長崎にとってはいいかもわからないけども、摂津市にとってはその分減るわけですね。そういうことからして、国がその財源措置をしないでその分を地方に任せるという格好になってると思いますので、その点含めてですね、ちょっと具体的な問題についてお答えいただきたいと。

以上2点です。

○山本善信委員長 寺本参事。

○寺本総務部参事 1点目のご質問でございます。年金受給者の対象者人数はというご質問でございますが、平成20年度の10月の直近のデータでございますが、公的年金受給者数は約1万7,000

0人でございます。このうち65歳以上の人につきましては、約1万3,000人でございます。

それから平成20年度の課税状況からしますと、この65歳以上の方、約1万3,000人のうち、納税義務者は2,327人となっております。この数字は年金のみ、あくまでも年金のみの方で65歳以上の方となっておりますので、年金以外にもほかに所得のある方は把握はちょっと今の状況では困難でございますので、申告した段階でまた集計することになりますけれども、65歳以上の人、約1万3,000人に対しましておおよそ20%の方が納税義務者になるであろうということで予測しております。

それから、2点目のご質問でございますが、仮に寄附をほかの自治体へ、例えば5万円したらどうなるのかというご質問だったかと思うんですけども、仮にこの5万円が住民税の所得割額の1割とした場合でございますが、この5万円から適用下限額5,000円を控除しまして、4万5,000円が所得税と住民税から控除されるわけでございますが、仮に摂津市にお住まいの方が他の自治体へ5万円されますと、摂津市の方からは4万5,000円が、失礼しました。その4万5,000円は所得税含まれておりますので、ちょっと詳細計算はちょっと今できかねますので、先ほどの、済みません、具体例で申しますと、4万円の場合ですと、摂津市から3万1,500円の住民税が減少する、減るということになります。この3万1,500円につきましても、このうちの住民税率は、失礼しました、市民税が60%でございますので、市民税としましては1万8,900円ほど摂津市から減少、減るということになります。他の寄附された自治体につきま

しては5万円が収入になるということでございます。

以上でございます。

○山本善信委員長 総務部長。

○奥村総務部長 先ほどご質問の中で、地方間でのいわゆる税のやりとりというお話がございました。今回地方税法上で、市税条例で改正させていただきますのは、ふるさと納税とそれから公的年金の引きさりですが、都道府県税であります法人事業税、これが地方法人特別税とそれから地方法人特別譲与税ということで、いわゆる大都会の例えば東京とかは、大阪もそうだと、愛知もそうだと思うんですが、いわゆる法人税の税収が多いところから法人税の少ないところの都道府県の方に税源移譲がされております。これが総額2.6兆円ということで、これは消費税1%に相当する金額を、大都会から地方の府県のところに移行すると。これは税制の抜本改革がまだ先でございますので、とりあえず税源移譲の一部としてなされたわけでございます。今後、きょうの新聞にも載ってございましたけども、社会保障会議のところで数兆円のいわゆる地方財源も当然出てまいります。そうしたときにやはり消費税も含めた全体の税制改革のつなぎとして、今回2.6兆円やられたんですけども、そんな関係で地方間の水平的移動いうんですか、財源移動、こういうようなことも図られております。

今後につきましては、国の動向はやはり十分見定めて、我々としてはどういう声を上げていくのかということもやはり考えていかなければならないというふうに思っております。

以上です。

○山本善信委員長 野口委員。

○野口博委員 自治体としてはですね、

国民市民から見たら反対を唱える方が多い制度であっても、条例で改正してですね、仕事していくという関係はわかるんですけども、最初申し上げた川柳のようにですね、国民は怒ってます。そういう性格の問題について自治体もせざるを得ないということになってるわけですが、年金の天引き問題についてですね、実数が大体1万3,000人の20%前後で、約2,600、最初は先ほど2,327人とおっしゃいましたけども、二千数百人ということだと思いますが、この間の年金の未納問題とかですね、いろいろ大きな社会問題になりましたけども、取るものは取ってですね、払うものは払わないと。払ったけどもまともな計算もしてないと。こういう問題についてですね、国民の怒りが広がったわけでありませう。この間10月15日の国会の中で、またしても小池参議院議員が、補正予算に対する論議でこういうお尋ねを総務大臣にしました。対象者は何人かと、なぜこういうことにするのかということでお尋ねしたら、徴収の手間を省くのが最大の意味だと、対象者は65歳以上の2割強に当たる655万になるといふ。結局役所の手間だけの話ではないかということ、小池さんは言葉を返しておりますけども。8年前に始まった天引き問題でありますけども、この取るものは取るというこの問題に対してですね、国民的に大きな怒りが広がっているわけでありませう。そういう中で、少なくともですね、自治体としてこの法律、条例はあるかもわからないけども、より負担感を軽くする意味でぜひ検討していただきたいのが、先ほど説明の中で65歳以上の年金だけが約2割で二千数百人だと。しかし実際65歳以上の年金もらってる方の中でも働いておられてですね、いろいろその他

の収入もあります。そういう方々がおられた場合ですね、どういふ税金の納め方になるのかという問題があります。きのうもいろいろお聞かせ願いましたけれども、やっぱり少なくとも年金額とその他の収入の収入状況に応じてですね、税額を考えていくというのが、少なくともですね、自治体としてとるべき立場だと思っておりますけども、その給与収入と年金の2つの収入を得た方がですね、今摂津としてどういふ、普通徴収と特別徴収で考えてるのか、その辺の考え方も含めてですね、お示しをいただければと思います。

寄附金の問題であります。いろいろ国的には選挙絡みもあって、財源問題について消費税を含めて論議が盛んに言われておりますけれども、地方自治体からすればですね、この間の地方財政改革の名のもとにですね、どんどん、どんどん、それまで国が出してたお金が減らされたわけですね。それに対して補てんがまだなされてないということが一つあります。そういう中で、先ほど申し上げましたように、地方自治体間で裕福な自治体からしんどいところに水平的に移動させていくということで、その分を賄っていくという、そういう中で出てきたこの寄附金控除の拡大であります。実際仕事のね、さっき例を出しましたけれども、結局長崎の方は丸々ですね、収入増になりますけども、摂津からすればそうでなくなるわけですね。当然その地方基準財政収入額に75%が計算されて、その基準財政収入と需要の関係で国の結果決まってくるんですけども、今摂津市は当然不交付団体でありますから、丸々損になるんですね。このことに示されますように、結局先ほど申し上げた、地方間で財源調整しなさいと、国はもう出しませんよという、そういう地方交付税のやり方から、

そこに臨時財政対策債というのが出たりですね、いろいろな形で国は、どんどん、どんどん、みずからのお金を出さないで、その分をどこで穴埋めするかというところの思想がですね、これにも入ってきてるわけですね。そういう点で摂津市としてですね、法律決まってるから仕方がない分ありますけども、そういうこの持っている本質問題についてですね、担当としてどういう受けとめをされているのか、この際一言お示しをいただきたいと。あとはもうくどくど言いません。

○山本善信委員長 寺本参事。

○寺本総務部参事 それでは1点目のご質問でございます。どういう形で税金の納め方になるのかということでございますけれども、年金所得のみの方以外にも、いろいろなケースの方がおられるわけでございますけども、パターンごとに、種類ごとにご説明をさせていただきます。

まず、公的年金所得のみがある場合の方につきましては、先ほどご説明させていただきましたような形になるわけですが、公的年金等の所得以外に給与所得がある場合の方につきましては、公的年金等の所得に係る所得割額につきましては、公的年金からの特別徴収となります。給与所得に係ります均等割及び所得割につきましては、給与からの特別徴収ということになります。

それから、公的年金等の所得以外にその他の所得がある場合でございます。この方の場合は、給与所得と公的年金等の所得以外に、その他の所得と申しますのは、不動産所得とかそういういろいろな形の方がおられるのですが、この場合のその他の所得に係ります税額につきましては、公的年金等の所得に係る特別徴収税額に加えて、公的年金からの特別徴収の方法によって徴収することができ

るとされておるところなんですけれども、しかしながら現在年金保険者側のシステム開発上の理由によりまして、このできる規定につきましては、当面の間は実施しないということで運用となっております。したがって、不動産所得等のその他の所得がある場合は、その他の所得に係る税額は普通徴収により徴収しまして、公的年金等に係る税額は特別徴収により徴収させていただくこととなります。

もう一つのケースでございますが、公的年金所得以外に、給与所得とその他の所得がある場合でございます。公的年金の所得に係る所得割額につきましては、公的年金からの特別徴収となり、給与所得に係ります均等割額及び所得割額につきましては給与からの特別徴収となります。また、その他の所得に係ります税額につきましては、普通徴収または給与所得と合算しての給与からの特別徴収により徴収するという形で、現在このような形になっております。

それから2点目のご質問でございますが、この制度改革によって、担当としてどう考えているのかというご質問だったかと思っておりますけども、担当としましては、従来は普通徴収で年4回で納付いただいていたところからでございますが、特別徴収になりますと年6回となるわけでございます。納税者の方からしましたら、銀行とか郵便局の窓口にはわざわざ足を運んで、窓口で長いこと待っていただくこととか、最近聞きますと銀行の窓口でも税金払う場合に本人確認を提示を求めたりされる場合が、これもケースに、その納税の額とかにもよるとは聞いておるんですけども、そういう場合もでございます。このことから、納税の手間が省けて利便性が大いに向上すると思っておりますのでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○山本善信委員長 総務部長。

○奥村総務部長 まず今回、市税条例改正をさせていただきました。地方税につきましては地方税法が基本的な枠組み内容を定めております。その範囲の中でいわゆる市税条例を改正していくということになるかと思っております。

税体系でいきますと、地方税そのものは枠法と言われてまして、その枠からまみ出ることのできない、いわゆる市税条例の改正となります。これは地方自治法の第14条のところに「地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。」いわゆる法令に違反した条例は無効となるということになりまして、今回国の言われるとおりの市税条例の改正というふうになっております。

先ほど地方間のいわゆる水平的移動の分で触れましたけれども、地方法人特別税の創設、これは先ほどの長崎県の例をおっしゃっておられましたけれども、これをちなみに東京都と長崎県を見た場合、いわゆる法人二税の住民1人当たりの税格差というのが、6.5倍というふうに言われております。そういう意味では、きゅうきゅうとしております長崎県の財源に、東京都の財源とかあるいは愛知県の財源、そういうことを水平間移動することもやむを得ないのかなというふうには思っております。ただ、根本的にはやはり国、都道府県、市町村それぞれ役割がございます。当然国からのいわゆる税源配分、これもやはりしっかり考えてもらわないと、地方間だけの税源配分だけではやっぱりやっていけないというふうには思っております。先ほど触れましたように、これから第2の地方分権が始まります。

来年の秋ぐらいになりますと、国の予定では地方分権一括法案が提案されるというふう聞いております。それが提案されますと、当然仕事のみならず財源もやはり考えていただかなければならないというふうに思っております。今後、国の方の推移をやはり注目して見ていきたいというふうには思っております。

○山本善信委員長 野口委員。

○野口博委員 なかなか受けとめがですね、若干ちょっと違うなと思ってますけれども、それはそれとして、あれですが。

年金天引きの問題についてですね、先ほど質問の中では、少なくとも年金の収入と給与収入その他含めてですね、それぞれの収入に応じた税金の割合と言いますか、そうするためにやっぱり努力をすべきだという話をちょっとしましたけども、そういう努力はしていただけるかどうかですね、ちょっと一回ご答弁いただきたいと。

もう1点は、今課長答弁なさったけども、確かに便利だと受けとめる納税者もたくさんおられるかもわかりませんが、その動機は8年前の介護保険から導入されて、その問題に対して取るものは取るということで国民的な怒りが広がってるという、そういう性格ですから、だからそういうふうにする方当然ありますけども、公式の中でそういう発言をね、やっぱりやめるべきだということは言っておきたいと思っております。

寄附金控除の問題であります。部長はやむを得ないということもあるだろうということもおっしゃいながら、当然基本的な問題についても述べられましたけれども、この間の三位一体の流れを見たりして、実際消費者の現場でそういう数字をじかに見ておられますから、そういう中身だと思っておりますけども、きちっとした、

それまで持っていた地方間の財政機能を持っていた、その財政指標をなくし、また切り下げてですね、臨時財政対策債でも、本来地方交付税で地方に回すべきお金を回せないから、その分を許可するから自治体の借金として予算で使ってくださいという形に変わるとか含めてですね、いろいろな形で締めつけがこの間ずっときてるわけで、その一連の流れの中で国が出すべきものをちゃんとしないです、それを賄う意味でのこういうやり方ですからね。そういう点はきちっと押さえていただきたいと思ってます。そういう中で自治体として、住民にとって最も身近な自治体でありますから、住民生活100%直結してますからね、そこで守るために財政面でもきちっと物申していくという立場をぜひですね、貫いていただきたいということを申し上げて質問を終わります。

○山本善信委員長 寺本参事。

○寺本総務部参事 年金の収入に応じた徴収方法をというご質問でございますが、先ほどもご説明させていただきましたように、給与の方は給与から、年金の方は年金からの特別徴収という形での制度改正となっておりますので、ちょっと収入に応じたというのはちょっと答えはちょっと困ります。済みません。

収入に応じた徴収方法というのは、担当としては考えて、制度としてありませんし、考えておりません。よろしくお願ひします。

○山本善信委員長 総務部長から何かあります。総務部長。

○奥村総務部長 それぞれやり方はあろうかと思うんですが、先ほど言いましたようにいわゆる法的な縛りの中での条例改正、それから具体的にはいわゆる総務省の方からの、当然指導もございます。

そういう指導の範囲の中でしか我々が動けないというのも現状でございます。そういうことで、自由にできる裁量余地があれば、もちろんいろいろ皆さん方とご相談しながら、一つは裁量の余地の中で判断をしていきたいと思うのですが、府あるいは国の方のそういう指導も当然でございますので、指導には従っていかねなければならないというふうには考えております。

○山本善信委員長 野口委員。

○野口博委員 最初の質問は、例えば年金がね、200万、収入も200万とした場合ですね、収入はどちらも一緒ですわね。その税法上の控除はちょっと違いますけども。そういう場合見た場合に、年金から天引きする金額を、税金をね、少なくする意味で、負担感を少なくする意味で質問してるわけで、そういう少なくとも収入に応じてですね、比率して普通徴収なり、会社が納める金額にしても、特別徴収で年金天引きする場合でも、割合が近づく努力はできないものかという質問であります。その件だけちょっと。

○山本善信委員長 柳瀬参事。

○柳瀬市民税課参事 私の方から説明させていただきます。

年金とそれから給与とがある場合、給与は収入です。収入からいわゆる給与所得控除というのがありまして、所得をまず算出します。それから年金収入については、所得税法上雑所得扱いになりますので、公的年金収入から公的年金控除を引きまして、雑所得を算出します。給与所得の所得と公的年金収入に対する雑所得と、所得同士を案分してですね、全体で税額を案分するということになります。それが原則なんですけども、ただ総務省の方ではですね、従来の給与所得とその他の所得と同じような取り扱いをしても

よろしいというふうになっておりまして、その分については市町村の裁量によるというふうになっておりますので、摂津市の方ではどちらの方法をとるかについても現在のところ確定しておりません。できれば年金所得から引く額が少ないようにしたいというふうを考えております。

以上です。

○山本善信委員長 よろしいですか。

野口委員。

○野口博委員 要はその年金控除が120万とかですね、給与の場合には控除が違いますから、それぞれ引かれた控除後の所得としての金額に応じたですね、やっぱり税額の割合と言いますか、そういう努力はぜひしていただきたいということでもあります。

もう1点、ちょっと聞き忘れかもしれませんが、多分法律上あかんと思いますけども、国民健康保険料だとか後期高齢者保険料みたいにですね、個人の選択制といいますかね、一部ありますけども、そういうものはこの地方税法上は選択の余地がないものかどうか、ちょっとそのご意見だけちょっと聞かせてください。

○山本善信委員長 柳瀬参事。

○柳瀬市民税課参事 すみません。個人が「年金からの特別徴収は嫌だ」という形で、個人の方からの選択権はありません。

以上です。

○山本善信委員長 ほかにありませんか。

村上委員。

○村上英明委員 先ほどこの特別徴収またふるさと納税等々の件で指摘が行われたと思いますし、また概略の説明があったと思いますけども、その中で特別徴収につきましてはですね、実施は来年の10月からだというふうになっております。そういう中で、1年前にですね、条例改

正する、時期的なものについての考えについてちょっとお聞きしたいと思います。

それと午前中ありました、この議案第50号のシステム改修等との関連もあるかもわからないですけども、この特別徴収、要は社保庁さんとのデータのやりとりがこれから行われてこようかと思えます。そういうことも含めて、この年金のというか特別徴収に関してのこの業務の流れですね、市民への周知も再度含めてですね、1点お聞きしたいと思います。

それから、これもわかればなんですけども、この寄附金、摂津市以外から摂津市へ寄附ということもあろうかと思えます。どうなるかわかりませんが、それが今年ですね、もし既に行われた件数とかですね、金額とか、もしわかればですね、教えていただければと思います。

以上でございます。

○山本善信委員長 杉本次長。

○杉本総務部次長 2点目の方から、ちょっと先お答えをさせていただきます。といいますのは、総務防災課の方で寄附金の受付をさせていただいてますので、私も担当ということになることもございます。

ふるさと納税、いわゆるふるさと納税というのが始まりまして、今までに本市で10月5日現在ですけども、36件を寄附をいただいております。金額にして202万5,000円ということになっております。ただ内訳は全員職員でございます。市外在住職員が摂津市に対し寄附をしたということになってございます。

事実は以上でございます。

○山本善信委員長 寺本参事。

○寺本総務部参事 年金の特別徴収に関係します2点のご質問でございますが、年金の特別徴収が来年10月から始まるけれども、この時期に条例改正をなぜか

というご質問だったかと思えますけれども、この住民税を公的年金から特別徴収する制度につきましては、地方税法の一部を改正する法律につきましては、平成20年4月30日に可決いたしましたして、平成20年4月1日から施行される分につきましては、4月30日に専決処分をし、6月議会に報告させていただいたところでございます。公的年金からの特別徴収する時期は、平成21年度の住民税からでございますので、平成21年度の公的年金などの課税資料につきましては、年が明けますと提出されてまいります。今回、この年金の分につきましては、先ほどシステム構築の部分でお願いしております、電子データで送られてまいります。また市民税確定申告等の申告も始まりません。納税者に対する広報につきましても、できるだけ早い時期から取り組んでいかなければならないと思っておりますので、今議会において提案させていただいたところでございます。

2点目でございます。年金の特別徴収で、社会保険庁とのデータのやりとり、業務の流れということでございますが、ご説明させていただきます。来年平成21年度は実施初年度でございます。来年の流れについてご説明をさせていただきます。公的年金支払い者である社会保険庁等から、経由機関であります地方税電子化協議会を通じまして、年明け1月31日までに公的年金支払い報告書が電子情報で摂津市に送られてまいります。摂津市ではその資料をもとに、住民税の課税資料となります。納税者におかれては、他の所得がある人や扶養控除また医療控除などを受けられる方につきましては、確定申告等の申告をしていただきます。摂津市におきましては、社会保険庁等から提出された公的年金支払い額及び申告

された所得控除をもとに住民税の税額計算を行います。その後、4月1日現在の現況をもとに、公的年金からの特別徴収可能者の情報が社会保険庁等から5月25日までに摂津市の方へ送られてまいります。それを受けまして、摂津市では既に税額計算をし、住民税が発生している人について平成21年度においては半分を普通徴収で、半分を公的年金から特別徴収する旨決定いたしましたして、6月中には納税者に1期分、2期分として納税通知書を、また社会保険庁等には7月末までに特別徴収対象者の税額通知を予定しておるところでございます。

よろしく申し上げます。以上です。

○山本善信委員長 村上委員。

○村上英明委員 先ほどふるさと納税の件がございましたけども、この件で1点、またお聞きしたいんですけども、36件の202万円が今年市の方へということでお聞きしております。その中で例えばほかの行政さんであればですね、納税されるときに、こういうことに使ってほしいと、こういうことに使ってほしいとか、用途をですね、チェックというか、要望をお聞きするようなところもあったかと思うんですけども、もう一応摂津市としてはそういうことをされておられるのかどうかだけ1点、この件についてはお聞きしたいと思います。

この特別徴収の件なんですけども、この1月30日ごろには社保庁さんの方から市へのデータが送られてきて、それからその後2月、3月の確定申告を基づいて市の方で税を計算するという中で、今度またその中で納税可能の方がデータがまた5月末、25日ですか、いう形で市の方へデータが来るという中なんですけど、そういう中で、いろいろと市いたしましたして、この3月の確定申告、ま

た4月・5月については、かなり仕事が煩雑化になってくるのではないかなと、そういうふうには思っておりますけれども、そういう中でやっぱりこのデータでやりとりするというのが適正な形へいくというようなことで認識もありますし、その辺でしっかりとこのデータのやりとりをですね、やっていただくように、これもまた要望ということでさせていただきたいなと、そういうふうには思いますので、またよろしくお願ひいたします。

ということで、ふるさと納税の件だけお聞きしたいと思ひます。

○山本善信委員長 総務部長。

○奥村総務部長 ふるさと納税の件でございますが、ちょっとこれも誤解がありまして、もともとそれぞれの自分の気に入った市町村に、要は税金を納められないかというのが発端でございました。ただ市民税等につきましては、やはり受益と負担の関係がありますので、受益の伴わない負担というのは当然考えられません。そういう部分では、税金を他の市町村に、在住する市町村以外のところには納められないと、そういうことから一つは今までやっております寄附金税制の拡充ということでやられました。それが寄附金ということでそれぞれ市町村に、私のお金を使って行政に役立ててくださいというような寄附でございますので、決して税金の一種でもございません。寄附金の延長線ということになります。それで、寄附される場合につきましては、特定寄附あるいは指定寄附それから一般寄附等々ございます。今までのいただいております寄附金につきましては、市の行政に役立ててくださいということですので、一般寄附として我々は寄附金をいただいております。

以上です。

○山本善信委員長 村上委員。

○村上英明委員 この寄附金といいますか、ふるさと納税の件についてなんですけれども、今回といいますかこの適用下限が10万円から5,000円ということで、より行いやすいと言ったら語弊があるかも知れませんが、そういうことになってきたという、私も認識ではあります。そういう中で今お聞きしますと、100%職員さんの方での納税というようになっていることもお聞きしたわけなんですけれども、先ほど申しましたように、下限がですね、かなり下がったということで、納税に関してちょっとハードルが下がってきたのかなという意味を含めてですね、ほかの市、他市というか特に地方さんだと思うんですけども、このふるさと納税していただいたときにはですね、その特産物を返すとかですね、いうこともされてるような、結構自治体もございます。こういう中で、きょうの委員会では答えられるかどうかかわからないですけども、もしその辺お考えがあるのであればですね、一回ちょっとこういうことも考えてはどうかなというふうには思っているんですけども、その辺の考えについてですね、もしお答えしていただければお願いしたいなと思っております。

以上です。

○山本善信委員長 総務部長。

○奥村総務部長 今ご指摘がありましたように、各地方のところには特産物とかあるいは地場にそれぞれつくっておられるいろいろな商品をつけて、それから入場料無料とかいろいろな特典もつけながら、ふるさと納税でいわゆる寄附金を集める手段としておられます。本市につきましては、やはり本来、こういう寄附金の部分については、そういうものや金で

つるべきではないというような姿勢を持っておりまして、そういうようなことは一切、本市にとりましては考えておりません。

○山本善信委員長 杉本次長。

○杉本総務部次長 すみません、先ほど職員ばかりですという話をしましたけど、ふるさと納税という考え方じゃなしに一般寄附という考え方で数字申しますと、別に本年度中に1件、個人の方、市民の方からの寄附がございますので、それを加えますと決して全員が職員ということではございません。ふるさと納税というのを、ことし4月以降に相当いろいろなことを言うてからの寄附の部分で、先ほど二百何万という話をいたしました。ちょっと誤解のないようにだけつけ加えさせていただきます。

○山本善信委員長 よろしいですか。

三好委員。

○三好義治委員 それではふるさと納税の方からご質問させていただきたいと思えますけど、まさにこのふるさと納税というのは、その都市間競争がますます激しくなってくるやろなという感がいたしまして、それから、これまでの質問の中で、それぞれこのふるさと納税が制度化されて、各地方においては、やっぱり例えば岸和田の方やったらだんじりの育成、西宮やったら甲子園球場とか、いろいろな目玉、売り物、いろいろなところで各地方で考えておるんですよね。この税が流れる部分についてはいたし方ないんですが、この都市間競争の中でいかに逆に税を、寄附をしていただけるかということについての、今の観点からの構想というのをお聞かせいただきたいなというふうに思っております。

それと今議論になっておりました、摂津市民が行政に対して特定寄附、指定寄

附、一般寄附をされた場合の税控除と、今回ふるさと納税で他市に寄附をした場合の税控除の比較を一度お示しいただきたいなというふうに思っております。今、先ほど野口委員が言ってるように、4万円をふるさと納税として他市に寄附した場合もしくは4万円を摂津市に寄附した場合、これの減免ですね。これの比較をお願いしたいなというふうに思っております。

それとですね、この仕組みの中でちょっと気になるのが、その納税者が、例えば我々も仮に納税をしようとした場合に、そのときにどういう手続で納税を、寄附をしていくのかという部分が、これ全国共通になってるのかという部分ですね、どういうふうにやっていくのか。例えば僕は香川県観音寺市になるんですが、観音寺市に仮に寄附しますよと言って電話で問い合わせしながら、多分銀行振り込みか何かになるかもわかりませんが、摂津市の場合が、摂津市に興味があって摂津市に寄附していただける方がおる場合ね、今の現象面でいいんですけど、どんな形態で寄附をしてもらって、それをどういう形で周知徹底していくのかなと。その受領書についてでも全国一律統一のものなのか。やっぱりこの周知徹底、窓口をオープンにしていくことによって寄附をする人の行為というのは大分変わってくると思うんですよね、全く知らなかったという部分よりも。そういうところが今どういうふうになってるのかお聞かせいただきたいなと思っております。

それからこういった公金の取り扱いが、その寄附金をいただいたら今総務防災課が窓口で、今度証明書を発行してもらったら減税は税務課というね、入りと出の所管が全く違うわけですね。そのときの税の、寄附金の管理形態を、今どういう

ふうにしていってるのかなという部分が非常に気になります。公金取り扱いますので、その管理システムですね。

それから年金についてですが、まさにこれは納税、年金での税の徴収のあり方ですから、これについては今の現在の普通徴収での徴収率、これを上げることが最大の目的違うかなと、国がね。この普通徴収率が、普通徴収での今の徴収率が幾らになってるのかという部分を1点聞きたいと思います。ここで言うのは何だけでも、まさにこの年金に、国民は今怒っております。それこそ失われた年金、改ざんされた年金、そういった中で、こういった社保庁が今後調べていく経過の中でそれぞれ失われた期間での年金が判明したときに、行政としての対応ね、こういったことも考えていかなければならないけども、これについてはきょうは置いておきますけど、年金についての今の社保庁の対応については、我々は本当に怒りを感じてるところでございまして、これをまさに、まだなおかつその部分で、さっきも言っていましたけど、そういったことをまず明確にしながらこういった制度改正をしてくるならまだわかると。そういったことを行政としてでも社保庁、国にも申し入れてくれと、まずね。これは地方自治体やから国の法律が定まって地方でこういう部分についてはやらなければならない、十分理解する。しかしながら、はいそうですかと言うだけでおさまってるの違うやろと。こういった対応については行政として国に何らかの申し入れたのかどうか、こういったご意見をお聞かせいただきたいなと。

○山本善信委員長 杉本次長。

○杉本総務部次長 ふるさと納税の周知の仕方またシステムのあり方等でございますが、周知につきましては、確かに本

市の場合むしろ都市部でありますので、むしろ流出の方が多いのかなという感想は、感じはしますけども、ただ私どもも当然摂津市に対してご寄附いただくことが非常にありがたいこととございまして、ホームページ、広報等への周知をしております。寄附の申し出のことですけども、制度の仕組みは書いておりますけど、具体的には総務防災課へのお申し出をいただくというような形をとっております。寄附の申し出をいただきまして、現行は直接持ってきていただいておりますので、特にそのまますぐ会計室の方へ入金をいたしまして、領収書をお渡しし、また受書等を発行するというシステムにしております。

管理につきましては、今申しましたとおり、現金でいただきましたら即日というか即刻お渡しすると。ただ、今後もしも遠方等からの申し出が、例えば摂津市に以前お住まいで、摂津市に寄附してやるろうという方がおいでになりましたら、私どもに申し入れていただきましたら納付書をご送付いたしまして、お近くの銀行等から納付書で入金をいただくということになって、本来参上してお礼を言うべきかもしれませんが、そういう遠方であればそういうことで対応してまいりたいと考えております。

それとあと寄附の申し込みは総務防災課で申告は税の方ということとございしますが、一応寄附いただきまして後、年度内、年内にいただきまして実際申告いただくのは来年の1月以降ということになりますので、その時点で再度寄附の証明書をお送りするし、その時点で申告の方法についてもお知らせをするような用紙を入れること、また当然その内容については市民税課とも協議した上でご送付させていただきますということを考えており

ます。

以上でございます。

○山本善信委員長 柳瀬参事。

○柳瀬市民税課参事 先ほど三好委員から、「寄附金を、摂津市に寄附金をしてもらった場合と摂津市民が他市へ寄附した場合と、どちらが有利か」という質問でございますけども、先ほどの説明資料をいま一度見ていただきたいと思います。4万円を寄附した場合、5,000円を超える額、3万5,000円が所得税と住民税で納税者に還元されるということですけども、4万円、摂津以外にお住まいの方が、摂津市に4万円寄附していただいたら、当然摂津市としては4万円の収入が計上されますね。一方摂津市民が、例えばふるさとである鹿児島県のどこかに寄附したとしますと、この例よりも700万円の方ですので、4万円から5,000円を超える、3万5,000円のうち3,500円は所得税の軽減です。一方住民税の方は3万1,500円ですね、3万1,500円これは住民税として、市民税、府民税あわせて取りますので、市民税の税率は6%ですので、1万8,900円ということですので、4万円と1万8,900円ですので、やはり寄附していただいた方が有利であると、いうことが言えると思います。それから摂津市の市民がよその市への程度寄附しているかについては全くわかりません。

以上です。

(三好委員「それは答弁が違う。」と呼ぶ)

○山本善信委員長 寺本参事。

○寺本総務部参事 普通徴収での徴収率が幾らかというご質問でございますけども、これ本来徴収率につきましては納税課所管でございますけれども、ちょっと

私の方で資料持ち合わせしておりますのでご答弁させていただきます。普通徴収と特別徴収とちょっと分けた資料がございませんので、個人市民税としての徴収率で。

(三好委員「年金の、年金の分ですね。」と呼ぶ)

年金の分もちょっと、年金のみというのはちょっと出ないんですけども、申しわけございませんが個人市民税の部分で、率をお示しさせていただきますのでよろしくお願いします。

個人市民税の徴収率につきましては、平成8年度が97.42%でございました。平成10年度につきましては97.16%となっております。平成19年度につきましては96.06%で、ちょうど10年前の平成10年からしますと、マイナス1.1%となっております状況でございます。

以上でございます。よろしくお願いします。

○山本善信委員長 さっきの柳瀬参事のご答弁なのですが、摂津市へ4万円出した、4万円寄附するのと、それから他市へ4万円寄附するのと、個人としてね、その寄附された本人が実際どういう影響を受け、どういう違いが出てくるのかということを知りたいと思っておりますので、そのことを答えていただきたい。

○柳瀬市民税課参事 摂津市の人から他市へ。

○山本善信委員長 いや自治体としての影響やなしにね、個人として出した場合にね、はっきり言ったらどっちが得をすんのやということを知りたいと思っております。またほんなら続けて質問してください。三好委員。

○三好義治委員 先に、ふるさと納税の中での都市間競争の中で、税を納めて寄

附を納めてもらうためのうちの目玉は何ぞやと、今志向されているのかという答弁がちょっとなかったみたいなんですけども、これも改めて今どういう戦略を持ってやっていくかということをやっとお聞かせいただきたいなというように思います。

それから今言ってるのは、一般寄附で例えば摂津市で、人間基礎教育を展開するために当時、300万、300万でトータル1,000万ぐらい、個人が300万ぐらい寄附してもらいましたよね。これに対する寄附控除があったと思います。この場合の300万に対する寄附控除額と、300万をそのAさんが同じ額をふるさとに寄附した場合にどっちがメリットがあるんですかという問題ですね。一般寄附の中で税控除が受けられる寄附の部分と、控除が受けられないただ単なる寄附の部分がありますやん。控除が受けられる寄附控除の部分に対してどっちがそのメリットがあるのか。

それから最初の一点目の何が目玉かというやつと、今のどちらがメリットがあるのかという部分を聞きたいのと、それから寄附をいただくときの手続についてね、もうちょっと明確にお答えいただけませんか。今はそれほど件数がまだ少ないんですけども、公金ですから、どういう流れになってんのかなって。我々としては寄附を仮にしたとしたら、その時点において仮の領収証でも発行して、あと証明書を発行すると、この信頼関係のやりとりから成り立っていると思うんです。その部分が不明確ならば、またぞろおかしい形になるん違うかな、社保庁の二の舞になると思う。そういったことをもう再度明確にしてほしいのと、各遠方の方々に対する受け入れ窓口をね、もっとやっぱり広げていかなあかんやろ

な。せっかく摂津市のホームページあるんやから、そのホームページでも摂津市ふるさと納税に対して、口座番号はこういった番号ですから納税をお願いしますとか、納税をした場合にはこういった手続をもって減免される、こういった周知徹底も含めながら、ヤッカンがやるのかどうかね、この点についてもお聞かせいただきたいなと思います。

それから年金の件ですけどね、国に対する怒りはもうここではおさめときますけど、ただ今回でも65歳以上の年金受給者から特別徴収に変えていくのならば、今の現時点においてでもね、年金受給者のその徴収率ぐらいを把握しとくのが原課の仕事と違うんかいな。今これだけ世の中が年金問題で問題になっているんですよ。この中で例えばこの年金で今から特徴やります言っても、今実際に年金を受給している方々で、改ざんをされている方々は把握、摂津市はそういった部分は社保庁、吹田の社会保険事務所と連携しながら、そういうやつはちゃんと連携はとれてるんですか。あのね、国民の怒りいうのはそこなんやね。縦割り行政でいった場合に、私はここやからこのテリトリーやからこれわかりません、まさにそういったことで、今までのやつは改ざんされたり失われた年金になってもうたり、例えばうちの事例でもあるんですよ。例えばね、今現象面であらわれてきてんのがね、特に女性が独身の時に働いて、今度結婚した時に姓が変わりますね。その時が全然つながってないねん。今、苦情殺到、結構そういう相談がいっぱいあります。まあそれはさておいておきながら、そういった部分に対して今、年金受給者で、問い合わせが摂津市の在住者で何件ぐらい来てんですかとか、というような把握をしながら全体こうする

中でどうやっていくとかね、いうことをやっぱり行政マンとして、行政としての配慮ではないかなというように思うのですが、先ほどの国に対する意見要望なんか言ってもらいましたかということもね、ご答弁ちょっといただけてないので、年金についてはほんまに怒り感じてますんでね。

○山本善信委員長 杉本次長。

○杉本総務部次長 そうしましたら手続の方のことなんですけども、現金の取り扱いでということでご注意をご喚起いただいたところもあると思います。現金持っていたいただきましたらその場ですぐ指定金融機関の印を押した領収書をお渡しいたします。これで仮領収書というか本来の領収書でございます。ただ寄附の場合は従前から会計管理者の公印を押した受書という証書的なものもお渡ししております。これはお礼の意味も兼ねましてお渡ししております。今までは寄附の場合はここで終わっております。その日には受書の方はお渡ししません、後日お届けするようにお礼かたがたご訪問してというのが多かったんですけども、お渡ししておりました。今回につきましてはそれに申告の問題が、税の申告が必ず出てまいりますので、より広くややこしいことのないようにということで、1月以降に先ほど申しました、申告の、ふるさと納税をいただいた申告書を、税の申告の仕方を記入したご案内書とともに送らせていただくという予定をしております。あと、手続についてはこういう形で。

○山本善信委員長 全国統一した様式になっているのかということですが。杉本次長。

○杉本総務部次長 全国というか各市これは様式はいろいろでございます。各市の寄附金の受け入れの仕方で行ってありま

す。

それでもう1点、受け入れをより広い範囲でということでホームページがあるのでということでございます。一応ホームページのトップの右肩のところにはふるさと納税という欄はつくっておりますが、その内容等についても今後、一度他市のものもどういうものかを研究させていただいて、議員ご指摘のより広い受け入れの仕方というのを検討してまいりたいと考えます。

以上でございます。

○山本善信委員長 総務部長。

○奥村総務部長 ちょっと少し整理してお話をさせていただきたいと思っております。

まずふるさと納税の論議なんですけど、平成19年5月に当時の総務大臣の方から問題提起がございました。多くの国民が地方のふるさとで生まれそれから教育を受けそれから育ち、進学や就職を機会に都会に出てくると。そこで納税をします。その結果、都会の地方団体は税収は得られるけれども、ふるさとに当たる市町村については税収はないと、こういうことから問題提起がなされました。それでふるさとというような定義でございますが、いろいろ研究会では議論されました。自分が生まれ育った地域それから教育を受けた地域それから両親の出身地それから幼少期の自然体験の舞台となった地域等々いろいろな議論がありましたけれども、最終的には納税者の方が、市民の人が選ぶところが要は対象になるということでございます。それとそれぞれ我々一般寄附、指定寄附等々もらうのですけれども、今回のふるさと納税のいわゆる税額控除、これは税控除の部分で大きく分けて2つあります。いわゆる今までのいわゆる共同募金会に対する寄附、それから赤十字社に対する寄附、これは下限

額が10万円から5,000円に、それから所得額の25%から30%税額控除、これは一緒でございますが、先ほど言いました市町村に対する税額控除は10%、それから特別の控除ということで、ほぼ5,000円以外は控除を受けれるということになります。赤十字、それから共同募金会については10%だけしか受けられないと、まずこういう区分けがあります。それで先ほど次長の方から説明ありましたように、職員の方のいわゆる行政に役立ててくださいという寄附金、それから100万円ほどの市民からの純粋な寄附金、これも市町村に対する寄附でございますので、同様な控除は受けれます。以前いただいた寄附金の分については以前のいわゆる10万円控除、この部分だけしか受けられませんので、平成20年1月1日以降の市に対する寄附金はすべて、先ほど議論ありますようにふるさと納税の控除は受けれるということでございます。

それから摂津の売りは何だということになるんですけども、先ほど言いましたように、ふるさと納税という言葉が先走りまして、いわゆる他府県のところで都会の方に出て来られるそういう方については、ふるさとというイメージはすぐ生まれたところ、あるいは幼少期に育ったところということで、そういうところについてはふるさとというイメージがあるんですが、なかなか都会の方の摂津市については、ふるさとというイメージはなかなかないだろうというふうには思っております。そういう部分ではこの寄附金制度は、地方にとっては有利かも知れませんが、都会にとっては余り有利にならない寄附金制度かなというふうには思っております。しかしいずれにしても、先ほど議論していただきましたように、

都会と地方の、やはり税源のいわゆる不公平が当然出てまいります。そういう部分ではこれらが解決、水平的移動もさることながら、国と都道府県、市町村、こういう垂直的な財源委譲がなされたときには、ふるさと納税というのはもう意味をなさなくなるのかなというふうには思っております。

以上です。

○山本善信委員長 年金の徴収率とのかかわりで、これ税とのかかわりが出てくるという範囲内でお答えいただきました。横の連絡。

それからさっきちょっとお答えになったことで、国に対してですね、もっと積極的にいろいろ働きかける考えはないのかという部分も含めて。

総務部長。

それでは柳瀬参事。

○柳瀬市民税課参事 徴収率云々という話なんです。所管は納税課ということになるわけですが、課税のシステムというのは、給与所得については会社の方から給与支払報告書というのが摂津市に提出されます。それから年金所得者については社会保険庁等から市の方に公的年金支払報告書が提出されますね。所得がそれ以外にある方とか、あるいは控除がある方については確定申告をされます。したがって、我々課税側が把握する資料というのは公的年金支払報告書であったり、給与支払報告書であったりあるいは確定申告された資料であるわけですね。ですから年金の部分について徴収率把握していないということなんです。年金の部分は現在年金だけで課税しているわけではないのです。日雇い給与の方、あるいは不動産所得のある方、その他もろもろ所得のある方は普通徴収で課税しておりますので、当然ながら年金

だけで課税しているわけではありませんので、その分の徴収率というのは把握できないということになっております。

以上でございます。

○山本善信委員長 総務部長。

○奥村総務部長 税財政にかかわる国との、国に対しての要望事項ということでございますが、我々摂津でございます。それから北摂各市でございます。大阪府下でございます。それから全国でございます。そういうふうにと考えると、それぞれ団体にはそれぞれ地方六団体ということで市長会それから町長会、村長会それから市会議長会それから町議長会、村会議長会ということで地方六団体あります。それぞれの団体が国に対してまとめて要望していくんですが、このふるさと納税については都会と地方という区分けをしますと、地方の方が非常に積極的に国の方に働きかけられました。この近辺の近畿地方で言いますと、福井県なんかは非常に率先して国の方に働きかけられました。そういう部分では我々の働きかけが弱かったのかなというようには思いますけれども、先ほど言いましたように、水平間移動、財源移動を伴いますということについては、比較的地方の部分についてのやはり財源不足というのを我々よくわかっておりますので、積極的な発言ができないというふうに我々は感じております。ただ先ほど来ありますように、国とそれから地方の関係におきましては、やはり同じように都会であろうとも地方であろうとも、やはり歩調を合わせて国に対する要望活動、これはしっかりやっつけていかなければならないというふうには思っております。

(三好委員「年金の関係での。」と呼ぶ)

○山本善信委員長 ちょっと補足して質問してくれませんか。三好委員。

○三好義治委員 年金から、年金からのその特徴になるに至ってのね、経緯で、国の法が変わって条例を変えていく分についてはもういたし方ないと、この分についてはこの条例の範囲の中でもう判断します。しかしながら今この税の関係で、我々ここで総務部の市民税課と総務防災課しか今いてないからこんなことはまた言えないから、副市長の方でね、今、年金関係について原課、国保年金課の方の窓口是相当殺到していると思うんやね。その実態を受けてどういった動きをしているのかという部分だけをね、話も聞いて、もう質問終わります。税務やら総務にこの件についてどうですかと言ったって、これは国保年金課の方やから、だから今回の条例の部分については、これはもうそういうことでもうしゃあないという認識ときますんでね。それだけちょっとお願いします。

○山本善信委員長 副市長。

○小野副市長 先ほど言われた、ちょっとこれまでの中ですね、ちょっと若干トータルで申し上げたいと思うのですが、ふるさと納税について我々ここは非常にデメリットがあるだろうと、これも1月1日にならないとどういう状況生まれているかというのは把握できないので、ほかの今ご指摘にありました、たとえば白神山地守ろうとかですね、岸和田だんじりを祭りを守ろうとか、甲子園、高校球児も守ろうとかね、非常に、これは目的税ですよ。明確に出てくるのですよね。そんなことでございまして総務部長とか杉本次長とかに相談をしてたんですね。売りは一体何やと、まあ冗談やありませんけどね。そんなら鳥飼なすのまんじゅうあるやないかとね、そういうのあったんですね。ところがですね、鳥飼なすとかね、そういうこと、それはそやけどそ

ういう趣旨じゃないだろうと、私どもとしてはですね、一体これは我々には非常にデメリットな税制と思っていますから、これもう一遍全体が見えたときにね、もう一度再構築は議論せなあかんだらうなということで議論しておりました。それでいずれにいたしましても、例えば法人事業税の一部分離したあの4,000億円とか3,000億円のものね、大阪もやられました。これまたふるさと納税と言ってまたこういう形になってきた。総務部長みたいにフラット化できればいいのですが、なかなか税制上なかなか、そう簡単に動かない。そうしますと自前の中でこういう形でその法人事業の一部分離されてこの東京、愛知、大阪でやられたとかですね。このふるさと納税もそうですし私は個人的に心配するのは、今後その法人市民税までね、ねらってくるん違うかと、その法人市民税ねらわれたら私どもや高石市とかはやられます。大阪では、法人市民税は。だからそういうところまで危惧をするような状況ですから、この辺もちょっと一度よくよく市長とも話した中で、やっぱり大阪市長会の中でね、ところがこれだってそうなかなかいきません。不交付団体の問題になってきますのでね、足並みがそろわないんですよ、全然この辺のところ、各市のまちまちありますんで、この辺よっぽど注意しとかなないと、国が何をどう出てくるかということ非常に読みにくいなということ思っていますので、そういう動きを十分見ながら、この辺の連携できるこの辺のところありますから、高槻、茨木、摂津、吹田あたりはこれ不交付と、箕面も含めて不交付ということになりますから、そういうことで言っていきたいなと思ってます。

それから今委員ご指摘されているその連携ですね、我々も国保の方によく聞い

ております。大変な向こうの状況を聞いておりますわ、相談業務も含めて。いわゆるその社保庁問題も含めてですね。今回の制度改正の問題も、国保は今大変な窓口事情なってるのは知っております。それで今ご指摘のことについてはですね、はっきり申し上げてその社保庁とこの問題との連携をどうするかということの中身を、私ははっきり申し上げてその調整はまだいたしておりませんでした。それでどこまでというよりも、摂津では摂津市なりですね、吹田の社保庁の問題も含めましてですね、国保の状況とこれが何ができるかという、もう一度内部で一遍議論させていただきたいなと。今日まではその大変な状況を聞かせてもらってありましたけども、確かに税は税で動いてきよったし、動いてこうなってますから、もう一度ちょっと内部のところで何ができるか、どういう催しができるか、どういうための市民にとってできることが一本できるかということ、もう一度内部で議論をさせていただいて、進めさせていただきたいなと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

○山本善信委員長 改正条例案からですね、かなり膨らんでおりますのでね、その辺今の副市長の答弁で良としていただいて、それぞれご判断いただきたいと思います。

ほかにご質問ありませんか。

弘委員。

○弘豊委員 このふるさと納税の関係については、国会においても我が党は反対をしてきた経緯もありますから、これを行っていく中でいろいろな弊害が出てくるだろうなというようなことも思ったりはしています。その一つに地域間の競争などで、いわゆる寄附を集めるようなキャンペーンですよね、本来先ほど総務部長

の方から説明がありましたような、ふるさととなり地方の厳しい自治体のところに納税、納税というか寄附を集めるというように本当になるのかどうか、例えば大阪府が財政危機だと、こういうようなことで非常事態宣言なんかを出したら、そこのところにやっぱり寄附をした方がいいんじゃないかというふうな市民なりの思いが生まれるんじゃないかなというふうにも思っております。そういう意味では、年明けてといたしますか、1年経過してその寄附金がどれだけ1年間で集まったのかというのが、またその結果が出てくるだろうと思っておりますけれども、そういった状況で、またある意味その摂津市がキャンペーン張るだとか、そういうようなことではなく、この制度自身をどうしていくのかということはまた考えていけないといけないのかなというふうに感じているところです。

もう一点、年金からの税の天引きですけれどもこのこともやはり野口委員、三好委員言われてたように、やっぱり年金、今社会保険庁に対する怒り、不信感というような形であらわれている中で、そこに税の徴収をゆだねていくというようなことになりましたら、私どもこの間ちょっと国民健康保険などの関係、年金の切かえの関係で吹田の社会保険事務所にとちょっと問い合わせの電話をしたりしたことがありますけれども、幾らやっぱりかけてもつながらないという状況はいまだにずっと続いております。そういう中で、今もそういう社会保険事務所はつながらないから市役所にとということで問い合わせなども、国保年金課殺到しているというか相次いでいると思っておりますけれども、これが今度また税の方でもそういう対応をずっとしていかないといけなくなってくるのかなというふうな状況も出てくるかと思

います。そういった意味では、市民の皆さんがこのことに対して市役所にお尋ねに来られることを、それに対してやっぱり誠実に答えていけるような説明ですよ、その体制もとってってもらいたいというようなことの要望、2点訴えておきます。

○山本善信委員長 お答えよろしいですね。

他に何か。

三宅委員。

○三宅秀明委員 では2点だけ。

この手続、寄附の手続なんですけれども、まあ窓口を持参してこられるケースもあるということなんですけど、仮にその受領証明を発行した後ですね、やっぱりやめたと、返してくれというケースが、今後ですよ、起こるかもしれないなと思ったんですが、そういうケース起こった場合というのはどうするべきとお考えでしょうか。

それと寄附に関しても、全国各地からその納付書等で来るケースがあると。そうなった場合ですね、例えば犯罪にかかわる行為で得たお金をそっちにやっってしまうというケースが考えられなくもないんですね。最近振り込め詐欺とかいうのもありますので、そういった状況も、答弁が難しいければ結構ですので、考えていただきたいなと思います。

以上です。

○山本善信委員長 杉本次長。

○杉本総務部次長 寄附を取り消したいというようなお申し出があった場合どうするのかということだと思っておりますけれども、我々はやっぱり自発的な意思で、摂津市に対して寄附をしてやろうという意思に対して、ありがとうございますと言っているわけですから、やっぱりやめとくわと言われたら、やっぱり

これは返さざるを得ないのかなと思います。余り年度がたってから返すということではないと思うんですけども。やはり当然その本人が寄附をいただくときに十分にこういう説明もお互いの理解もした上でご寄附いただくという前提ですけども、それでもなおやめておくということであれば、これはもう本人の意思を尊重するというふうに我々は考えておきたいと思います。犯罪とかそういうのはちょっと、その事例が本当出たらまた考えさせていただくということでご容赦いただきたいと思います。

以上でございます。

○山本善信委員長 三宅委員。

○三宅秀明委員 ご答弁いただきましてありがとうございました。

起こってない事例をそんなに心配する必要もないかもしれませんが、こういう経済情勢ですので、果たしてどんなケースが起こるとも限りません。そういった点からはやはりあり得ないようなケースも一応の想定をしていただければなというきっかけになればいいなと思ってこういう質問をさせていただきました。

よろしく願いいたします。

○山本善信委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本善信委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午後2時40分 休憩)

(午後2時43分 再開)

○山本善信委員長 再開いたします。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本善信委員長 討論なしと認め、採決いたします。

議案第50号所管分について、可決す

ることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○山本善信委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第58号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○山本善信委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第60号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○山本善信委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第61号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○山本善信委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第62号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○山本善信委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

(午後2時44分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により、署名する。

総務常任委員長 山本善信

総務常任委員 村上英明